

第 2 編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 災害危険区域

災害危険区域の指定は、市民が災害に関する認識を深め、自主的に災害に対する予防措置を講じるために必要な情報を提供するとともに、防災関係機関があらかじめ災害の発生する恐れの高い区域を把握し、効果的な防災対策を実施するために行うものである。

第1 法令により指定されている災害危険区域

- 1 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）
令和4年4月1日現在、本市域の急傾斜地崩壊危険区域は2箇所である。

急傾斜地崩壊危険区域一覧表

区域名	所在地	面積(ha)	指定年月日	保全人家戸数	施工状況
飯ノ峯	箱作	4.58	H5.3.31	19	施工済
住友金属	箱作		R3.7.1	10	

- 2 地すべり防止区域（地すべり防止法第3条）
令和4年4月1日現在、本市域には地すべり防止区域はない。

- 3 災害危険区域（建築基準法第39条）
令和4年4月1日現在、本市域の建築基準法による災害危険区域は3箇所である。

建築基準法に基づく災害危険区域一覧表

区域名	所在地	面積(ha)	種別	指定年月日
山中溪	山中溪	1.72	2種	S.59.3.28
飯ノ峯	箱作	4.58	1種	H.5.3.31
住友金属	箱作			R3.7.1

第 2 土砂災害危険箇所

土砂災害（特別）警戒区域とは、平成 13 年 4 月に『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』が施行され、土砂災害危険箇所（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、警戒避難体制の確立や一定の行為（開発、建築）の制限を行う区域である。

本市には、「急傾斜地崩壊危険箇所」が 49 箇所、「地すべり危険箇所」はないが「土石流危険渓流」は 20 箇所ある。また、土砂災害警戒区域は 231 箇所、内、土砂災害特別警戒区域は 221 箇所ある。（令和 4 年 4 月 1 日現在）

①急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地でがけ崩れの発生する可能性があり、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある箇所

②地すべり危険箇所

過去の災害履歴等から地すべりが発生する可能性があり、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある箇所

③土石流危険渓流

土石流の発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある渓流

④土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがある区域

⑤土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域

*急傾斜地崩壊危険箇所は資料編 1～2 頁参照

*土石流危険渓流は資料編 3 頁参照

*土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は資料編 5～12 頁参照

第 2 節 水害予防対策の推進

市及び関係機関は、洪水、高潮及び内水氾濫による災害を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、河川、海岸等に関する水害予防対策の推進を図る。

第 1 河川の改修

本市域にある大阪府管理の二級河川は 5 河川、市管理の準用河川は 3 河川である。

*大阪府管理河川の水防区域は資料編 14 頁参照

1 河川改良・改修事業の推進

(1) 大阪府管理の河川

大阪府の管理する河川は、大阪府が整備計画に基づき改修を進める。市は、堤防の決壊により人家等に被害等をおよぼす恐れがある箇所については、管理者とともに流域、河川の状況等を的確に把握し、必要な方策を講じる。

(2) 市管理の準用河川

市が管理する準用河川の改修については、現地調査を行い、およそ 10 年に一度の降雨（1 時間雨量 50mm 程度）に対応できるよう整備を進める。なお、河川改修は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に適応できるように計画する。

その他の市管理の水路または河川（準用河川は除く）については、公共下水道雨水計画に基づいて改修を進める。

2 防災施設の点検・整備

河川、排水路及び下水路では、本川や海の水位が高く自然排水が不可能な場合に備えて、排水施設の整備を推進する。市が管理する準用河川の改修については、河川長寿命化計画の策定を検討し、緊急性の高いものから整備を進める。

また、既設の防災施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設を点検・整備する。

さらに、平常時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討しておく。橋梁等の河川占用工作物のうち、古い施設などで耐震性が不十分な施設については、その向上を図る。

第2 水害防止対策の推進

洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、被害の軽減を図るため、特別警戒水位の設定及び到達情報、水防警報の発表、水位情報の公表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

1 特別警戒水位への到達情報の発表

大阪府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水位情報周知河川に指定した男里川において、特別警戒水位 2.80m への到達情報の発表を行う。また、大阪湾沿岸で潮位が高潮特別警戒水位 O.P+3.50m に到達、あるいは実際に氾濫が発生した場合に高潮氾濫発生情報の発表を行う。

その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するように努める。

大阪府は、市長による洪水、高潮時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川や管理海岸の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

2 水防警報の発表

大阪府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水防警報河川に指定した男里川において、洪水の恐れがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。また、泉南海岸において、高潮注意報または高潮警報が発表された場合、海水の侵入による被害の発生を防止する必要がある場合は、海岸水防警報の発表を行う。

近畿地方整備局及び大阪府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

3 水位情報の公表

大阪府は、水位観測所を設置した男里川において、その水位の公表を行う。

4 洪水リスク表示図の作成及び公表

(1) 洪水リスクの開示

大阪府は、「今後の治水対策の進め方（平成 22 年 6 月）」に基づき、人命を守ることを最優先に、様々な降雨により想定される河川の氾濫や浸水の可能性を府民にわかりやすく提示する。

市は、洪水浸水想定区域等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知及び利用

市及び大阪府は、公表された洪水・高潮リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、

災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成・公表にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

5 浸水想定区域の指定・公表

(1) 浸水想定区域の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(2) 浸水想定区域の公表・周知

大阪府は、水位情報周知河川である男里川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲を公表する。

また、大阪府は、大阪湾沿岸において想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲を公表している。

その他、過去の浸水実績や河川の状況に応じた簡易な方法などにより、大阪府より提供される防災施設等の所在地に係る河川の情報について、周知に努める。

6 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、または近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、阪南市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 特別警戒水位への到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に位置し、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多

数の者が利用する施設をいう。) または主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものが有る場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (2) 市は、前項のウに規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、特別警戒水位への到達情報の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 市は、(1)の各項目に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。
- (4) (1)により地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じなければならない。

ア 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告する。

イ 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

ウ 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

- (5) 市及び大阪府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

8 水防と河川管理等の連携

- (1) 市及び大阪府は、国や大阪府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。
- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3 高潮対策

1 海岸保全事業の推進

市は人家等に被害等を及ぼす恐れがある箇所については、災害防止工事を大阪府に働きかける。

2 樋門・門扉等の点検

市は、大阪府の海岸防災施設・設備の充実と維持管理に協力する。

3 タイムラインの作成

市は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進する。

第4 ため池対策

本市域のため池のうち、重要な水防ため池が6箇所、要水防ため池が29箇所ある。

老朽ため池の決壊による災害を防止するため、ため池が決壊した場合の洪水被害想定や避難対策等の情報整理を行い、地域住民に周知し、被害の未然防止や軽減に努める。

1 ため池補強事業の推進

主要なため池について詳細に調査の上、老朽化の著しいため池について、各ため池管理者に対し、その対策について啓発指導に当たるとともに、危険なため池について、国・大阪府の補助等による補強事業の推進を図る。

2 水防監視体制の強化

- (1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により市民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉等の操作に支障がないよう整備点検及び

監視体制を強化する。

- (2) 気象状況及びため池管理者の報告等により災害発生の恐れがある場合には、土地改良区、水利組合、泉州南消防組合、地域住民の協力を得て巡視など監視体制の強化を図る。

3 ため池防災テレメータの利活用

本市管内において、水防上重要なため池 9 箇所について「大阪府ため池防災テレメータ観測所」を設置し、ため池水位、雨量の自動観測及びデータ収集を行う。同テレメータシステムの積極的な利活用により、正確かつ迅速な防災活動の実施を図る。

4 ため池の治水活用

市は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、大阪府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第5 浸水対策

本市では、山間丘陵部における宅地開発や流域開発による水路等への流入量増大により、浸水危険性が増大しつつある。

こうした状況から、浸水被害の発生を防止する種々の施設整備を推進すると同時に、浸水時にその被害を軽減するための施策を講じる必要がある。

1 水路の整備等

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、農業用水路については、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平時から危険箇所の把握に努める。

2 側溝・水路等の整備等

- (1) 道路の側溝は、年度計画により新設及び改修を行う。
- (2) 側溝・水路等の浚渫を毎年行う。
- (3) 必要な暗渠は、逐次計画的に改良する。なお出水期に流出または埋没の恐れのある暗渠・橋梁は地元住民に警戒を周知するとともに、敷設替えや維持補修に努める。

3 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が、河川や下水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、次のような雨水の流出抑制対策を推進する。

- (1) 公共下水道（雨水）整備計画
- (2) 防災調整池の整備
- (3) 公共施設や公共空地等における雨水貯留施設の整備

(4) 透水性舗装や道路側溝浸透柵の設置の推進

4 道路の冠水対策

交通の確保を図るため、冠水した実績のある、または冠水する恐れのある道路について、必要な対策を講じる。

第6 農業用河川工作物対策

農業用河川工作物のうち、緊急に整備を必要とする危険な施設は計画的に改修を図り、異常気象に注意し、水位変動を監視するとともに、状況により河川管理者と協議し、必要な措置をとる。

農業用水を取得するため設置された施設で、築造後経年や河床変動等により、構造が不適當・不十分なものについては、整備補強等の改善措置を講じるとともに、監視体制の強化に努める。

1 施設の点検及び監視体制の強化

出水期に先立ち、水門・樋門等の操作に支障がないよう整備点検を実施する他、出水期には気象状況に注意し、水位変動を監視する。

第3節 土砂災害予防対策の推進

市及び関係機関は、土砂災害を防止するため災害の発生が予測される危険箇所の実態を調査し的確に把握するとともに、地域住民の安全確保のために周知徹底に努める。

災害発生の可能性がある場合に円滑な避難活動等を実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第1 防災ソフト対策

1 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の恐れのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

大阪府は、土砂災害により被害の恐れのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条・9条)を行う。

(2) 土砂災害特別警戒区域内での開発規制

大阪府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

(3) 警戒避難体制等

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等警戒避難に関する事項について地域防災計画を定めるとともに円滑な警戒避難が行えるよう必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

また、警戒区域内に位置し、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条)

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、

関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市及び大阪府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

2 土砂災害防止法の改正に伴う避難体制の充実・強化

平成26年8月の広島市の大規模土砂災害を踏まえ、土砂災害防止法が改正（平成27年1月18日施行）された。そのなかで、土砂災害警戒区域のある自治体においては、避難場所や避難ルート、社会福祉施設や学校への情報伝達方法を明記することが求められている。

そのため、緊急速報メールや屋外拡声器のような市域全域を対象とした情報伝達手段だけに頼らない、エリアを限定した防災情報の伝達手段について検討を行い、避難体制の充実・強化に努める。併せて、突発的な局地的豪雨の発生、さらには夜間・早朝等の時間帯における発生なども考慮した、避難訓練の実施等についても取り組むこととする。

3 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2 防災ハード対策

1 土石流対策

- (1) 国土交通大臣は、土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- (2) 大阪府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。
- (3) 大阪府は、特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
- (4) 市は、関係機関と協力し、土石流等による土砂災害の発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
- (5) 市は、土石流による災害を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。

- (6) 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、避難行動要支援者施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
- (7) 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

2 急傾斜地崩壊対策

- (1) 大阪府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じ居住用建物の建築制限等を行う。
- (2) 崩壊の危険のある急傾斜地については、基本的には土地の所有者、占有者または管理責任者が崩壊防止工事を実施すべきものであるが、一定の条件を備え、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた場合は、大阪府が事業主体となり崩壊防止工事等を実施する。
- (3) 市は、関係機関と協力し、急傾斜地におけるがけ崩れの発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
- (4) 市は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- (5) 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、避難行動要支援者施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
- (6) 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

3 地すべり対策

現在、市域には地すべりによる被害の恐れがある地すべり防止区域及び危険箇所はないが、開発行為等による地すべり災害が生じないよう指導・監視に努める。

4 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

第3 宅地防災対策

丘陵地や山麓部に近接した宅地開発が行われ、高い擁壁や人工斜面に近接して居住地が形成されている。さらに近年の宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れ込み、浸水・浸食の原因となっている。このため、都市計画法に基づく開発許可制度による指導・規制を行い、宅地災害の防除を図る。

1 宅地造成工事規制区域

宅地造成工事規制区域とは、宅地造成に伴うがけ崩れ、または土砂の流出による災害を防ぐために、宅地造成等規制法に基づいて指定された区域であり、法に基づき大阪府が指定した区域である。

令和4年4月1日現在、市域では、2,472ha（平成10年5月1日指定）が宅地造成工事規制区域として指定されている。

2 造成宅地防災区域

造成された一団の宅地のうち、地震等によって地盤の滑動などの災害が発生する恐れが大きいとして指定する区域である。造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等は、災害防止のための擁壁等を設置するなどの責務を負うほか、大阪府等が、所有者等に対して、災害の防止のため必要な措置を講じるよう勧告や改善命令を行なうことができる。

(1) 宅地造成に係る指導等

市は、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条にいう宅地造成に伴い災害が生じる恐れのある市街地または市街地になろうとする土地の区域）において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導する。

(2) 広報活動等

市及び大阪府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、住民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、「宅地防災月間」を通じて、ポスターの掲示及びパンフレット作成・配布等を実施し、市民及び事業者に対する広報活動・指導を推進する。

市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、大阪府は、これについての国からの情報収集等を行なう。

(3) 宅地防災パトロールの実施

市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

(4) 盛土による災害の防止に向けた対応

大阪府及び市は、盛土における災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、市は地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、大阪府の助言等の支援を受ける。

第4 治山対策

山地の土砂流出を防ぎ、山林の保全を図るとともに、下流域を水害から防止するために山の持つ保水機能の維持・向上を図るための各種の施策を行う。また、林道は、災害時の避難及び資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊などの防止及び早期災害復旧のための体制強化に努める。

- 1 森林法により森林の維持増進を図り、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施し、山地災害の未然防止に努める。
- 2 複層林・育成天然林の整備を図り、民有林を中心とした造林活動を促進し、保育間伐事業や枝打ち事業の助成制度の拡充に努める。
- 3 復旧治山、予防治山等の治山事業を促進するとともに、開発行為に際しては治山面に十分注意した指導・監督を行う。
- 4 流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。

第4節 津波災害予防対策の推進

第1 津波に強いまちづくり

1 趣旨

津波からの迅速で安全な避難を実現するため、徒歩による避難を原則とし、出来るだけ早期に避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

2 津波想定と留意点

津波浸水想定は、以下の2つのレベルの津波を想定している。

想定する 津波	L1 最大クラスの津波に比して発生頻度が高い津波（数十年から数百年）	L2 発生頻度は低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
留意点	・人命保護 ・財産の保護 ・経済活動の安定 ・生産拠点の確保 など	・住民等の生命を守ることが最優先 ・その他（防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、高台移転など総合的な対応）

3 津波に強いまちの形成

(1) 津波に対応できる施設整備

津波から出来るだけ迅速に避難できるような避難場所や避難路、津波避難ビルなどの避難関連施設の計画的な整備を図りつつ、津波に強いまちの形成を図る。

(2) 都市計画との連携など

沿岸部における土地利用計画や建築規制などを用いた都市計画における規制・誘導による、最大クラスの津波による浸水リスクに配慮した、津波災害に強いまちづくりを推進する。

4 海岸保全事業の推進

市は、波浪による海岸の浸食や高潮、L1 津波等による海水の進入を防止するため、大阪府に海岸保全施設などの整備を働きかける。

5 避難関連施設の整備

(1) 津波避難ビルの整備、指定

津波災害警戒区域内等において、民間ビルも含めた建築物を津波避難ビルとして指定する。

〈指定にあたっての基準〉

- ・構造上の要件…津波に対して安全な構造であるか
- ・避難上の要件…避難上有効な場所であるか、当該場所までの経路が確保されているか
- ・管理上の要件…津波発生時に一般市民に開放されることが可能かどうか

(2) 避難路の確保など

住民が安全な場所に避難できるよう避難路等の整備を行いつつ、避難時間短縮のための工夫、改善を図る。

6 公共施設等の津波対策

行政関連施設、要配慮者に関わる施設については、浸水による被害が見込まれない安全な場所にて整備を行う。やむを得ず、浸水による恐れが見込まれる場所に立地せざるを得ない場合は、以下の対策を図るものとする。

- ・建築物の耐震化
- ・高所における非常用電源の設置
- ・情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など

市庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

7 ライフラインの耐震化

上下水道、電気、電話などのライフライン施設は、住民の避難、安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすため、耐震化を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備・確保等の対策を講じるものとする。

(1) 上水道施設

主要施設は津波により被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐震化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(2) 下水道施設

放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図る。

(3) 電力施設

ア 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

イ 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

ウ 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易と

する設備形式を考慮した設計とする。

エ 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

(4) 電話施設

ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地区に配置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るように努める。

第2 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

大阪府は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波の被害想定結果を踏まえ、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定する。

また、市においても、同法に基づき必要に応じて推進計画を策定する。

第3 津波防災意識の普及・啓発

1 趣旨

自らの命は自らで守ること（自助）を基本としつつ、災害時には、共助の意識をもって防災活動等への協力を行う。

2 留意点

(1) 防災意識の向上のための普及啓発

市民自らの避難行動につながる、津波に対する正確な知識の普及啓発を図る。

(2) 津波防災意識の向上のための防災教育、防災訓練の推進

地震発生時には、まずは高台等を目指して避難する意識を徹底させる防災教育や防災訓練の推進を図る。

3 防災教育

津波による人的被害を軽減する最も有効な方法は、住民等による避難行動が基本である。そのため、住民に対する津波警報等や津波到達予想時刻、避難指示等の周知や啓発に努める。さらに、住民等の防災意識の向上を図るため、防災に関する様々な情報を分かりやすく発信していく。

(1) 住民に対する防災教育

防災関連行事等を通じて、住民に対する津波災害の危険性の周知を図るとともに、以下の事項についての意識啓発に努める。

- ・避難行動に関する知識

- ・津波の特性に関する知識
- ・津波に関する想定、予測の不確実性に関する知識
- ・家庭における備え

(2) 子どもに対する防災教育

小学校や中学校などにおける教育を通じて、防災上の観点からみた地域の特徴や過去の津波災害における教訓等について継続的な防災教育に努める。

併せて、津波発生時に迅速な避難行動がとれるよう、常日頃から津波発生を想定した避難訓練等の実施に努める。

4 津波ハザードマップの作成・活用

津波浸水想定を踏まえ、避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの作成を行い、住民等に対して周知を図るものとする。また、作成した津波ハザードマップが有効に活用されるよう努める。

5 防災訓練の実施

防災関係機関と協力・連携しながら、要配慮者を含めた住民参加による防災訓練を積極的に実施する。

また、住民だけでなく海水浴客等も対象とした訓練についても定期的に実施することを検討する。

6 津波フラッグの活用

住民に対し津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の周知に努める。

第4 住民等の避難誘導體制

1 津波避難計画の策定及び周知

具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。併せて、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や津波避難ビル等、避難路の整備・確保などハードとソフトが一体となった防災力の向上に努める。

2 徒歩避難の原則と周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

また、地域の方々とワークショップ等を通じた意見集約を図りながら、「津波避難計画」の作成等も検討し、市民が安全・安心に避難できる体制づくりに取り組む。

3 避難誘導を行う者の安全の確保

消防職員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達までの時間がないと考えられる場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

4 避難行動要支援者の避難誘導

高齢者や障がい者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

具体的には、避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）を整備し、要支援者一人ひとりの避難誘導計画である個別計画を作成する等、普段から自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（校区福祉委員会）、民生委員児童委員協議会等との情報共有を図るなど、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努める。

病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え、入院患者や入所者等の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努める。

また、市内外から訪れる海水浴客やせんなん里海公園等を訪れる散策者などに対しても、適切な避難誘導を図るよう努める。

第5 被害軽減に対する備え

1 趣旨

津波による被害を最小限におさえるため、津波発生後の消防活動や救助・救援活動、緊急輸送経路の確保などの事前対策を図ることを目指す。

2 緊急輸送に関する施設の津波災害に対する安全性の確保

災害発生時の輸送施設や輸送拠点として指定された施設、及び緊急輸送道路に係る信号機などの道路交通関連施設について、津波災害に対する安全性の確保に努める。

3 指定避難所の指定、整備

指定避難所は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所を指定する必要があるが、やむを得ず津波による被害の恐れのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震化や非常用発電機の設置場所の工夫、必要物資の備蓄など防災拠点化を図る。

4 その他

消火活動、救助・救援活動、医療救護活動、緊急輸送のための備えなどは第3編災害応急対策編の内容に準じる。

第5節 液状化予防対策の推進

液状化危険性の高い地域では可能な限り重要構造物の建設を避け、また地盤改良や建築物基礎の強化を図る。また、市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを公表し、大阪府は、これについての国からの情報収集等を行なう。

1 液状化発生の防止

敷地利用者等は、以下のような方法により液状化発生の防止に努める。

- (1) 敷地の排水処理を十分行い、特別な水抜設備を設けるなど、地下水位が高くならないように配慮する。
- (2) 敷地が緩い砂地盤の場合は、地盤を締め固めたり、液状化しにくい土(粘土・礫)を混ぜ合せるなど、地盤改良を行う。
- (3) 敷地に盛土をする場合には、盛土材に水分の多い粘性土、腐食物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締め固めを行う。

2 構造物被害の防止

- (1) 構造物基礎を杭基礎または鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎などにする。
- (2) 建築物は平面の細長い形や複雑な形を避ける。

3 地下埋設物被害の防止

地下埋設物は液状化の影響を最も受けやすいので、地下埋設事業者は、設計及び施工時に液状化対策を十分に考慮する。

また、既設のものについては、強度の低いものから順次、補修、取替えを実施するとともに、地下埋設物が被災した時の供給方法について事前に検討しておく。

第6節 二次災害予防対策の推進

地震時の二次災害で最も危険性が高いのは市街地の延焼火災であるが、市において既往地震による火災の記録は、特にないが、尾崎駅周辺の市街地などでは木造家屋の密集地区が比較的連続し、延焼火災の危険性は低いとはいえない状況にある。

そのため、地震発生時には、震動による建築物の破損や倒壊などの直接的な被害とともに、次のような二次的な災害が発生することもある。

- 1 堤防や堰堤の破堤による水害
- 2 斜面崩壊などによる土砂災害
- 3 地震に伴う火災
- 4 危険物などによる災害
- 5 人心動乱によるパニック現象

こうした二次災害の防止のため、様々な災害予防対策を実施するなかで、地震災害の予防に努める。

1 出火防止、初期消火対策

地震発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予測され、状況によっては、大火災に進展する可能性があるため、日頃から火気その他の出火危険のある物の取扱いについて、管理状況などを整備し、火災予防の徹底を図る。

泉州南消防組合は、出火防止・初期消火体制を指導することにより、地震時に予測される火災の発生を未然に防止する。

- (1) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い及び初期消火の方法などについて指導する。
- (2) 学校、病院などの防火管理者に対し、震災時等における消防計画の作成及び消防訓練の実施などについて指導する。
- (3) 消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見及び出火危険要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。
- (4) 危険物施設などの設置または変更許可に当たっては、危険物の転倒・落下・流出などによる火災、爆発などの危険を防ぐため、地震動による慣性力などによって生ずる影響を十分考慮するとともに、立入検査などを通じて行政指導を行う。
- (5) 震災時において、消防水利や飲料水用に有効な耐震性貯水槽を計画的に設置する。
- (6) 事業所などの自衛消防組織の有効活用による火災発生時の未然防止と既発火災の早期鎮火の対策として、地震時における自衛消防組織の育成強化と教育訓練を推進する。

第7節 警戒体制の確立

第1 水害警戒体制

水害予防と人命の安全を目的とした緊急時の水防活動（災害応急対策）が円滑かつ効果的に実施されるため、水害に対する警戒体制の確立を図る。

1 水防区域の見直しと市民への周知

河川改修等の整備や災害状況に応じて、逐次水防区域を見直すとともに、地域住民に周知を行う。

2 雨量計及び量水標の整備・点検

観測に障害が発生しないよう、定期的のため池防災テレメータ観測所や水防防災情報システム雨量観測所等の機器の点検・整備や必要に応じた観測機器の増設を働きかける。

3 備蓄倉庫及び備蓄用資機材の整備・点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

4 地域住民による水防活動の強化と自衛意識の醸成

元来、治水事業と水防活動は、双方がうまく機能することにより、水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。

地域住民による水防活動の強化を推進し、「水害から自分たちの生命と財産は自分たちで守る。」という自衛意識を醸成するよう努める。

5 水害危険箇所・地域ごとの警戒方法の検討

水害危険箇所・地域ごとに、次のような事項からなる警戒方法を定める。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路

第2 土砂災害警戒体制

土砂災害予防と人命の安全を目的とした緊急時の災害応急対策活動が円滑かつ効果的に実施されるため、事前にこれらに関する施策を実施し、警戒体制の確立を図る。

1 防災パトロール及び点検の実施

関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施する。

2 危険区域（箇所）の市民への周知・啓発

防災マップ（土砂災害ハザードマップ等）及びパンフレット作成・配布などにより、土砂災害危険箇所について地域住民への周知・啓発を図る。

3 雨量計等の整備

市及び大阪府は、山間部の局所的な雨量情報の把握のため、雨量計や土石流発生監視装置（雨量情報を解析し、基準雨量に達したかを算定する装置）の整備を図る。

4 情報収集及び伝達体制の整備

土砂災害危険区域への情報伝達体制を強化するため、送受信可能な無線設備の設置を推進する。

孤立の恐れがある山間部集落への送受信可能な無線設備を設置する。

気象予警報等の情報の収集に努めるとともに、収集及び伝達が迅速的確に実施できるよう、防災行政無線等の伝達機器の整備を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順、ルートを定めておく。

なお、危険箇所周辺に乳幼児、高齢者、障がい者等の自主避難が困難な者がいる場合における情報伝達にも十分配慮する。

5 土砂災害危険箇所の避難方法の検討

(1) 警戒方法の検討

土砂災害危険箇所に、次のような事項からなる警戒方法を定める。

ア 情報連絡体制

イ 避難場所

ウ 避難経路

(2) 避難体制の整備

関係市民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

ア 危険区域（箇所）の周知

土砂災害に係る危険箇所について、図面表示等を含む形での地区別の防災に関する総合的な資料の活用を図るとともに、広報誌、防災マップ（土砂災害ハザードマップ

等)及びパンフレットの配布、説明会の開催等により地域住民に周知する。

イ 自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう関係市民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

ウ 警報装置等の整備

雨量観測に必要な雨量情報を入手するとともに、区域内の住民の避難が円滑に行われるよう警報装置、防災行政無線固定系の整備強化を行う。

エ 予警報及び避難命令の伝達体制の確立

警戒避難基準雨量に基づいて予警報及び避難命令を迅速かつ正確に地元住民に伝達できるよう、体制を確立する。

(3) 避難路等の整備

ア 危険区域(箇所)ごとの範囲、人口、世帯数、避難行動要支援者の人数等についてあらかじめ実態を把握し、関係市民が安全に避難できるよう避難路、避難所(地)を選定するとともに、関係市民に周知する。

イ 避難路、避難所の選定にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) がけ崩れ、土石流等の被害を受ける恐れのないこと
- (イ) 洪水氾濫等の水害を受ける恐れのないこと
- (ウ) 危険箇所の人家からできるだけ近距離にあること

6 防災知識の普及

市及び関係機関は、関係市民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生する恐れのある時期(梅雨期、台風期)の前などに、防災行事や防災訓練の実施に努める。

7 斜面判定士の活用

大阪府及び市は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。また、災害発生時または災害発生の恐れのある場合は住民に対し、警戒や避難を促すために、斜面判定士等を活用する。

第3 地震災害警戒体制

震災予防と人命の安全を第一とした緊急時の災害応急対策活動が円滑かつ効果的に実施されるため、震災に対する警戒体制の確立を図る。

1 震災危険区域の把握と市民への周知

震災対策体制等の整備や地震災害状況に応じて、危険区域を常に把握し見直すとともに、地域住民に周知を行う。

2 地震情報の把握

地震情報及び震災状況を迅速かつ的確に把握して、緊急の応急対策が円滑に行われるよう努める。

3 備蓄倉庫及び備蓄用資機材の整備・点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4 地域住民による震災対策活動の強化と自衛意識の醸成

地域住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命と財産は自分たちで守る。」という自衛意識を醸成するよう努める。

5 震災に対する防災体制の整備

地震による災害は、広域的に激甚な被害をもたらす恐れがある。これに対処するため、防災活動が相互に有機的な関連をもち効率的に機能するよう、防災体制を多角的に検討し、その組織化を図る。

(1) 公的機関における防災体制

防災活動を密接な連携のもとに行う必要のある防災関係機関相互間においては、震災発生時、直ちに効果的に対処できるよう、相互協力に関する計画をあらかじめ定めておく。

(2) 高層建築物、大規模小売店舗、病院等不特定多数の者が使用する特殊建築物については、防災責任者を定めておく。防災責任者は、関係機関と連携を保ちつつ、自主防災体制の整備を図り、効率的な初期消火、避難、情報伝達等についての計画を策定しておく。

第8節 都市の防災化の推進

市及び関係機関は、建築物の不燃化、都市空間の確保及び整備、市街地整備等により、都市環境の整備、防災対策の改善を図り、都市の防災化を推進する。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府）を活用するものとする。

市及び大阪府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、防災・福祉・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市町村に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけるとともに住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、市及び大阪府は、「防災都市づくり計画」の策定等により、都市防災構造化対策の推進に努めるものとする。

第1 市街地の整備

準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、現在、本市においては、尾崎駅周辺及び桃の木台地区内の近隣商業地域約15haが指定されている。

市域内の既成市街地は、木造・低層建築物が密集しており、地震・火災等の災害が発生すると人命及び財産に大きな損害を与える恐れがある。こうした災害の発生を防止するため、建築物、公共施設等の総合的かつ面的な整備を行い、都市機能の向上と安全で災害に強い都市づくりを推進する。

1 建築物の不燃化の推進

(1) 防火・準防火地域の指定

都市計画法による防火・準防火地域を指定することにより、都市の不燃化を図る。

(2) 建築基準法第22条区域指定

防火・準防火地域以外の地域においても、第22条区域の建築物の屋根の不燃化を図る。

2 木造密集市街地の整備促進

防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「災害に強い住まいとまちづくり計画」（「災害に強い住まいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）の策定を検討するなど、下記の諸施策を重層的に実施し、建築物の不燃化、耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

ひいては、こうした取組みにより、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、住民や民間による土地活用や自主防災等の取組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環をめざす。

(1) まちの不燃化

- ア 老朽建築物の除却促進の強化
- イ 地区公共施設（道路・公園）の重点的整備
- ウ 2階建て住宅等の防火規制の強化
- エ 除却跡地を活用した公園・緑地の確保

(2) 延焼遮断帯の整備

- ア 密集市街地内の広幅員道路等の整備の早期化
- イ 効果を高めるための街路樹の整備
- ウ 無電柱化の推進

(3) 地域防災力の向上

- ア 地域住民等への防災啓発の強化・地域の防災まちづくり活動への支援
- イ 消防・大学と連携した防災力向上等の取組み
- ウ 民間と連携した防災啓発の実施

(4) 暮らしやすいまちづくり

- ア 民間企業との連携によるまちの再生
- イ 公共用地等の活用や道路整備を契機とした、将来的な視点に立った魅力あるまちづくり
- ウ 公共用地等を活用したみどりの整備

(5) 密集事業の見える化

各地区のまちの安全性・事業進捗の見える化（密集市街地まちの防災性マップ）

(6) 重点的に整備する地区等

尾崎駅南側の街区は、地域緊急交通路や、食料備蓄拠点、災害医療センターに面する街区であり、市街地大火の分断効果があるエリアとしての整備必要性が高い。さらに、尾崎駅前が阪南市の中心市街地として賑わい機能の強化を図るべき地域であることから、土地の有効・高度利用と併せ、地域緊急交通路の整備と連携し、防災機能が高く魅力的な駅周辺部の整備を推進する。

3 土木・施設構造物の耐震化

地盤の震動特性を把握した上で、新たに構造物を建設する場合にはこの特性を勘案した耐震性構造物を建設し、既設の構造物については耐震性を診断して、その補強を行う。

防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

また、既存構造物の耐震補強にあたっては、地域防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

(1) 道路施設

道路橋等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

(2) 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

(3) 土砂災害防止施設

砂防ダム、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などの管理者（大阪府）については、必要に応じて耐震対策を実施する。

(4) ため池施設

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

(5) 港湾、漁港施設

管理者は、必要に応じて海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。

(6) 海岸保全施設

管理者は、必要に応じて海岸堤防及び海岸構造物の耐震対策を実施する。

4 倒壊・落下危険物などの防止

(1) ブロック塀

ブロック塀の実態を調査し、生け垣・フェンスなどへの改修・指導を行うとともに、危険回避のための広報に努める。

ア 調査内容

高さ、厚さ、控え壁の有無、基礎・鉄筋の状況、老朽の程度、改修方法

イ 改修の望ましい場所

公園、学校、公共施設、通学路、道路幅員以上の高さを有する塀、歩道幅員以上の高さを有する塀

(2) 転倒・落下物

警察署などの関係機関と連携し、市民や建築物管理者に対して、次の種別の転倒・落下物を防止するための指導・取締り・広報に努める。

ア ビル落下物

窓ガラス、外壁タイル・モルタルなどの外装材、ウィンドクーラー、屋外広告物、高架水槽

イ 道路上の障害物

自動販売機、放置自転車、突出した商品

ウ 屋内落下物

照明器具、家具、棚上の荷物

5 防災施設及び公共施設の点検・整備

公共、公益施設は避難、救護等に使用する重要な施設であり、また、危険物施設等は地震発生に際して災害を拡大する恐れがあるので、防災関係機関及び当該施設管理者は次の施設について常に点検を行い、所要の整備を図るため必要な措置または指導を行う。

(1) 点検・整備を行うべき公共施設等

ア 公共施設

(ア) 道路(橋梁、擁壁等)

(イ) 河川(堤防、水門等)

(ウ) 下水道

(エ) 官公庁建築物

(オ) その他

イ 公益施設

(ア) 電気

(イ) ガス

(ウ) 水道

(エ) 電話

ウ 特殊な用途・構造の建築物・施設

(ア) 高層建築物

(イ) 学校

(ウ) 病院

(エ) 社会教育施設、社会福祉施設

(オ) その他

エ 危険物等施設

(ア) 危険物

(イ) 高圧ガス

(ウ) 火薬類

(エ) 毒物劇物

オ その他施設

(ア) 放射性物質

(イ) 病原菌

(2) 防災施設の整備検討

災害時に災害対策の拠点となる防災施設については、消防庁等による補助・起債事業があり、本市においても今後こうした防災施設の建設、整備等を進める。

(3) 防災中枢機能を果たす施設の整備

防災上中枢的役割を担う市役所や消防庁舎等の施設については、耐震診断を行うなど、災害対応力を調査し、問題のあるものについては、十分な災害対応力を備えるよう、改修工事を行うものとする。

6 空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

また、大阪府とともに、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、相談窓口の普及啓発に努める。

7 市街地整備

公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地区画整理事業等を推進し、道路、公園等の公共施設を整備し、生活環境の保全及び向上並びに都市災害の防止を図る。

8 市街地の土地利用

都市計画法に基づく用途地域による規制、誘導により、住工混在地域等の解消に努める。

9 開発行為の規制

(1) 土砂災害危険区域

建築基準法に基づき、規制、指導を推進する。

(2) 宅地規制

宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事の安全性の確保及び既成宅地に起因するがけ崩れや土砂流出を事前に防止するための規制、指導を行い、宅地造成地の安全を図る。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

建築基準法に基づく災害危険区域、地すべり等防止法による地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域等の土地は開発区域内に含まず、開発行為の制限を行う。

10 衛生施設の整備

被災地におけるゴミの収集及びし尿の汲取処分の処理等清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を期するため、衛生施設の整備計画を推進する。

第2 防災空間(オープンスペース)の整備

市街地における防災空間（オープンスペース）の存在は、避難場所、延焼遮断帯、救護活動・物資集積の拠点として、災害時の被害軽減に重要な役割を果たす。オープンスペースの重要性を認識し、防災上必要な都市空間の確保と防災機能の向上を図るため、都市防災の観点から、地区の防災特性に応じた適切な配置を行う。

1 都市公園の整備

市は、避難場所、延焼遮断空間の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

(1) 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積 10ha 以上の都市公園（面積 10ha 未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね 10ha 以上となるものを含む。）を整備する。

現在、桃の木台中央公園を広域避難場所に指定している。

(2) 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積 1ha 以上の都市公園を整備する。

(3) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難場所となる街区公園等を整備する。

(4) 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

2 農地の保全・活用

計画的な宅地化を誘導する一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の都市空間（オープンスペース）として農地の保全を図るため、引き続き、市街化区域内の生産緑地地区の指定を行うとともに、農地の活用については、各種の施策を検討する。

第3 道路・橋梁の整備

市域には、広域幹線道路として国道26号(第二阪和国道)、府道752号(府道和歌山阪南線)が通り、阪和自動車道が山麓部を走っている。地域幹線及び域内交通としては、府道自然田鳥取線、府道和歌山貝塚線、府道東鳥取南海線、府道鳥取吉見泉佐野線、府道堺阪南線、貝掛丘陵線、箱作駅前線、丘陵東線、丘陵西線、南山中丘陵線等があり各地区を結んでいる。

しかし、既成市街地部では旧集落の形態を残し、木造建物が密集し、狭小な道路も多く、市街地の拡大が進む中で整備が望まれる箇所も多い。

道路は、災害時の避難行動、緊急物資の輸送、救援活動等の通行路線としての機能ばかりではなく、火災の延焼防止の機能を持ち合せている。

さらに、単に人や物の輸送を分担する交通機能だけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性など多くの機能を有する。市は、防災機能の観点から、市管理の道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。

また、国道及び府道に関しては、各管轄機関に対して防災機能に配慮した道路整備の推進を要請する。

1 幹線道路の整備

今後開発される主要地区については、区画道路等について防災上十分検討を加えて道路の新設と整備を促進する。

道路及び橋梁の整備に当たっては、次の点に留意するものとし、近畿地方整備局、大阪府岸和田土木事務所と調整を図る。

- (1) 幹線道路は、本市の道路網の骨格となるため、体系的に秩序ある整備を推進する。特に、孤立が懸念される開発団地や集落等に接続する道路等については、優先的に整備を行うよう努める。
- (2) 車道と歩道を分離した広幅員道路とし、沿道の不燃化や落下・倒壊物対策を十分に進める。
- (3) 避難施設・オープンスペース等とのアクセスの確保を図り、危険区域と避難所を結ぶネットワークをつくる。
- (4) 浸水、土砂災害等に対する対策工の整備を推進する。
- (5) 路上駐車を減らすようにする。

2 生活道路の整備

- (1) 障がい者対策、防災対策など安全性に配慮して、幅員、構造上の整備・改良を推進する。
- (2) 行き止まり、三差路、屈曲などを解消し、幹線道路との良好な接続を図る。
- (3) 道路整備に当たっては、車道と歩道の分離を基本とし、災害時の安全性を配慮する。

3 道路環境の整備

- (1) 放置されている路上駐車車両については、災害対策基本法に基づき適切に処理する。
- (2) 道路の緑化を推進し、良好な道路環境を整備する。特に、延焼遮断帯としての役割が期待される道路や避難上重要な道路の植栽は、難燃性樹種を選定する。
- (3) ブロック塀、石塀、ショーケース、看板類などの沿道危険物について、転倒及び落下に対する安全対策を講じるよう、管理者に対して指導する。

4 橋梁の整備

- (1) 「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、この計画に基づき橋梁の維持管理や修繕等の取り組みを進めていく。
- (2) 災害時に落橋や破損の危険性が大きい橋梁については、耐震化等を図る。
- (3) 交通のネックとなる幅員の狭い橋梁の架替え及び拡幅を推進する。
- (4) 出水期に流出等の恐れがある橋梁については、架け替えや維持補修（橋脚強化）等に努めるとともに、地域住民に警戒を周知する。

第9節 建築物災害予防対策の推進

都市化の進展により市街地に目立ちつつある高層化かつ大型化した特殊建築物や常時不特定多数の者が集まる施設においては、災害時に人身事故につながる可能性が大きい。こうした建築物は本市においても点在しており、その防災対策が望まれる。

不特定多数の者が集まる施設、高層化・大型化した特殊建築物、公共施設、一般住宅などの個々の建築物の防災性向上のため、査察や防災診断等を通じて、耐震・耐火建築物の建築・補修及び防災設備の整備等の指導・奨励を実施する。

1 特殊建築物の予防査察

高層建築物、大規模小売店舗、病院等不特定多数の者が使用する特殊建築物については、特に施設内の状況や安全対策等の査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

2 耐震対策等の促進

市、大阪府をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進や家具の転倒防止の促進とブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。

市は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえて改定した、阪南市耐震改修促進計画に基づき、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

3 公共建築物の耐震・不燃化

住民センター、学校、病院等の多人数を収容しうる公共建築物については、災害時における避難救護施設として、利用することとなっている。これらの施設の新增築に当たっては、耐震・耐火性の向上とともに、次のような防災機能の補修・補強に努める。

- (1) 既存の木造建築物の不燃化・堅牢化を図る。
- (2) できる限り防火水槽等を設置し、水利を確保する。
- (3) 自家発電装置の設置により停電時に備える。
- (4) 消防用設備の整備に努める。
- (5) 2階以上の建築物は耐火構造等にするともに、消防活動用空地の確保に努める。

4 一般建築物の耐震化

(1) 新築の木造建築物

建築主及び建築士会など関係団体に対し、耐震・耐火の建築設計・施工を行うよう指導・監督する。

(2) 既存の木造建築物

市民に対し建築物の耐震診断方法と補強方法の紹介を行うとともに、老朽建築物については補強・建て替えの奨励を行う。

5 共同住宅等の防火対策

共同住宅等について、次のような防火対策を実施する。

(1) 建築確認時に関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。

(2) 消防法による消防用設備等の設置及び建築物の内装の不燃化、避難対策について指導する。

(3) 一般個人住宅等の火気取扱い場所（炉・ボイラー等）の安全管理等について指導する。

6 その他建築物の防災対策

(1) 防災の観点から、共同住宅・寄宿舍・一般個人住宅等を耐震・耐火建築物とするよう指導する。

(2) 建築基準法に基づく運用の普及啓発のため、関係団体に対し法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。

(3) 大阪府、泉州南消防組合、建築士団体等と協力し、個々の建築物について耐震診断の相談に応じる。

(4) 建築物の所有者等に対して、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るよう安全対策等について指導する。

(5) ブロック塀等の安全な施工技術の紹介、市民への啓発、既存塀の補強、生け垣への転換等の安全対策等について指導する。

第10節 大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、大阪府、市、関係機関、事業者、住民等が連携し、被害軽減を図ることが重要である。

そのため、大阪府では、大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第2 大規模地震（直下型）の被害想定（平成18年度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査「第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）」をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27～36年度：そのうち平成27～29年度を集中取組期間とする）で9割減させることなどを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）が策定された。

本市では、新・大阪府地震防災アクションプランに従い、大阪府との連携のもと地震防災対策を推進する。

第11節 危険物等災害予防対策の推進

消防法等による危険物、高圧ガス、劇物・毒物、放射性物質といった各種の危険性物質は、重要なエネルギー・原材料等として、現在の生活様式を支えている。これらの危険性物質は、関係法令の厳しい安全基準のもと、保管・管理されているが、地震・火災・水害等により、爆発・漏洩拡散をし、大きな被害をもたらす恐れがある。

本市においても、危険物施設等の増加・大規模化・集積化が進むほか、危険物等を積載した車両が街中を走行するなど、危険性物質による災害の危険性は小さくない。

石油類をはじめとする各種危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成と防災思想の普及を図る。

また、特に地震による災害防止のため、管理者が施設の耐震性向上を行うよう指導・教育にも努める。

1 危険物災害予防対策

市は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(1) 規制

ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

イ 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。

ウ 関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

ア 予防規程の策定を指導する。

イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

ア 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。

イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全週間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

2 高圧ガス災害予防対策

市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

3 火薬類災害予防対策

市は、大阪府・泉州南消防組合及び警察と連携して、盗難防止対策を含め、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

4 毒物劇物災害予防対策

市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

5 放射性同位元素に係る災害予防対策

市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育、防災訓練等の災害予防対策を推進する。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

第12節 農林水産関係対策

各種災害による農作物、施設、漁場等の被害を軽減するため、平常時から農業・林業・水産業に関する運営技術の向上並びに気象情報等の迅速な広報に努めるとともに、防災的見地から営農指導の計画をたて、災害予防事業を推進する。

1 農業対策

防災営農技術については、大阪府泉州農と緑の総合事務所の指導のもと、農業団体等の協力を得て被害を最小限に食い止めるための技術の普及に努める。

- (1) 風水害予防
- (2) 寒害予防
- (3) 晩霜と低温障害予防
- (4) 干害予防

2 畜産対策

家畜伝染病の予防については、平素から大阪府家畜保健衛生所及び家畜防疫員を中心としてその指導に当たるとともに、国の防疫指針に基づき、大阪府の指示のもと協力して蔓延防止に万全を期す。

特に、近年、発生が多発している鳥インフルエンザや口蹄疫等に対しては、実践的防疫演習の実施を行うなど関係機関との連携・協力を図る。

3 林業対策（特に水害に対する注意）

(1) 治山

治山現場を点検して次の措置を講じる。

- ア 築設中の構造物は、埋戻し・間詰等の補強対策を完全にして倒壊・亀裂等を防止する。
- イ 床堀周辺・切取上部等に所在する立木・転石等の処理をするとともに、切取り・盛土の法面を整理して崩壊を防止する。
- ウ 器材・原材料を流失・埋没・破損・変質等の恐れがない場所に保管する。

(2) 林道

- ア 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。
- イ 溪流や河川に散乱している根株・流木等を除去しておく。
- ウ 洪水時の被災の恐れがある河川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、または安全な場所に移しておく。
- エ 工事中の林道は、治山と同様の措置をする。

4 水産業

漁港・港湾の整備を促進し、危険箇所を点検整備するほか、災害時にとるべき処置を検討しておく。

台風等による風雨、波浪、高潮等による漁船、漁具等の被害を未然に防止するため、漁業組合と密接な連絡をとり気象情報等の通報を行うとともに、災害の恐れがあるときは、船舶を安全な場所に避難させるよう指導する。

第13節 ライフライン関係災害予防対策

第1 電気通信

<西日本電信電話（株）関西支店>

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその他付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

- ア 豪雨、洪水、高潮または津波の恐れがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
- イ 暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- ウ 地震・火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構造またはループ構造とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ 大都市において、洞道（共同溝を含む。）網を構築する。
- エ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
- オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備等の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐水構造容器への保管の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

第2 電力

＜関西電力送配電（株）（岸和田配電営業所）＞

電力設備の被害軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずる。

1 電力設備の災害予防措置

電力施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施する。

さらに、地震発生時等の被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

(1) 施設の耐震性の強化等

ア 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可撓性のある継手や可撓性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可撓性のある継手や可撓性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(2) 電力施設予防点検

電力設備技術基準に適合するよう定期的に電気工作物の巡視、点検（災害発生の恐れがある場合には特別巡視点検）等を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

第3 ガス

<大阪ガスネットワーク（株）南部事業部>

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設整備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管は可撓性の高いポリエチレン管等の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設整備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽化に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

第4 上水道

<大阪広域水道企業団>

阪南水道事業の状況は、次のとおりである。

阪南水道事業の状況

事業主体名	計画給水人口	給水区域内 現在人口	現在給水人口	原水の種類	現在施設公称 能力
大阪広域 水道企業団	54,000 人	51,943 人	51,911 人	受水	19,300m ³ /日

(令和4年4月1日現在)

阪南水道センターでは、大規模な地震等の被害を最小限にするため、水道管や水道施設の耐震化など、災害に強い水道をめざして取り組む。

1 緊急遮断弁の設置

大地震が発生し配水管が破損した場合、配水池の水が流出し、生活用水が不足するおそれがある。このような二次災害を防ぐため、阪南水道センターでは、4か所の配水池に緊急遮断弁を設置し、大規模な地震等による揺れを感知した際に自動的に弁が閉まる。また、自然田分岐に緊急取り出し栓を設置している。

2 水道施設の耐震化への取組

阪南水道センターでは、水道管や配水池等の耐震化など、災害に強い水道をめざして取り組んでいる。

令和3年度末で、水道管の耐震化率は約16%、配水池等の耐震化率は約44%となっている。

第5 下水道

汚水については、耐震化を進め、適切な管理を実施し、機能維持を図る。

雨水については、災害による下水道施設の被害を最小限に止め、雨水の迅速な排除により低地域の浸水等を防止するため予防措置を講ずる。

また、排水不良は、災害時の浸水等による被害を一層大きくするので、これに対処するため、排水不良地域から順次下水道の整備計画をたて推進する。

1 下水道の整備

年次計画により、汚水管渠等や雨水管渠等を整備する。

また、雨水流出は、居住地域のみにとどまらないため、河川や農業用排水路その他在来水路等の排水系統を十分調査し、雨水排除計画を策定し、浸水被害解消を進める必要がある。

2 下水道施設の耐震性強化及び点検整備

施設及び建築物の耐震設計を推進するとともに、定期的に点検を行い必要に応じ補強、補修等の措置をとる。

3 動力源の確保

災害による停電に備え、自家発電機を設置する。

4 施設の耐災害性の向上

阪南市下水道事業ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の効果的な改修を行う。

浸水に備えるため雨水排水設備等を設置する。

第6 鉄道

<西日本旅客鉄道（株）、南海電気鉄道（株）>

1 西日本旅客鉄道（株）・南海電気鉄道（株）の対策

鉄道の災害防止については、線路諸設備の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう、諸施設の整備を行うものとするが、おおむね次に掲げる施設について、整備強化を図るものとする。

(1) 妨害施設の維持改良計画

- ア 橋梁の維持補修及び改良強化
- イ 河川改良に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留め維持補修及び改良強化
- エ 建物等の維持補修及び改良強化
- オ 電線路支持物の維持補修及び改良強化
- カ その他防災上必要な設備改良

(2) 災害警備体制の確立

- ア 気象観測装置及び沿線情報装置の整備
 - (ア) 雨量警報装置
 - (イ) 風速警報装置
 - (ウ) 地震警報装置
 - (エ) 河川水位警報装置
 - (オ) 冠水警報装置
- イ 災害時の配備体制の確立
- ウ 警備計画、要注意箇所の警備方法の確立
- エ 列車運転規制計画
- オ 防災訓練の計画、実施

(3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画

- ア クレーン車、モーターカー、ライトバン、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類、非常用通信機器、その他資機材
- イ 重機械類その他必要な資機材
 - 関係企業から緊急調達するための体制の確立と活用計画

第14節 海上等における石油等危険物の大量流出災害予防対策

海上等における石油等危険物の流出油の拡散等の災害発生を未然に防止するため、警察署、泉州南消防組合、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）その他関係機関と協力し、災害予防に必要な措置を講じる。

- 1 原因者となり得る企業等に対して指導監督を強化する。
- 2 流出油等の拡散防止及び処理のための施設及び設備資機材は、企業等も含めて計画的に整備、充実を図る。

第2章 災害に強い人づくり

第1節 自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、地域ごとに十分に即応できない事態が予想されるため、被害の防止または軽減を図るには地域住民の自らの防災活動が必要となる。

市は、自治会及び事業所等に対し、自主防災組織の必要性について積極的かつ計画的な話し合い活動を推進し、十分な理解と協力を求め、それぞれの実情に応じた組織の育成に努める。

1 市民の防災意識の向上と自主防災組織の形成若しくは強化

(1) 自主防災組織の形成促進

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら防災組織を形成するよう促進する。

(2) 組織

自治会等を活用し、防災担当者を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

(3) 市民と自主防災組織の災害対策活動の内容

市民の防災意識の向上と、自主防災組織の形成を通じて行う活動内容は、次のようなものが上げられる。

ア 平常時における災害予防対策

- (ア) 自分のまち意識の高揚
- (イ) まちは自分たちで守る意識の定着
- (ウ) 自らの防災意識・技術の取得
- (エ) 地域住民に対する防災意識・技術の普及活動
- (オ) 市の行う災害対策活動への参加・協力
- (カ) 地域住民の行う災害対策活動への参加・協力・指導
- (キ) 防災訓練の実施または参加
- (ク) 災害発生時の具体的な役割と活動指針の準備
 - 昼間など、地域に人手が不足している時に発災した場合の措置の検討とその周知
- (ケ) 地域内の避難行動要支援者の把握
- (コ) 地域内の災害危険箇所の調査・把握及び安全点検の実施
- (サ) 危険家屋等の調査、補強指導
- (シ) 防災組織相互間の連携
- (ス) 防災用資機材の整備・点検
- (セ) 防災に関する調査・研究
- (ソ) 防災組織の規約と防災計画の作成に関すること
- (タ) その他災害予防に関すること

イ 災害時の活動

- (ア) 災害に関する警戒活動
- (イ) 出火防止、初期消火活動
- (ウ) 浸水排除
- (エ) 地域内の災害情報危険箇所情報、被害情報の収集・伝達の協力
- (オ) 負傷者の救出、応急手当、搬送
- (カ) 避難指示等の場合の市民への伝達、避難後の確認等
- (キ) 避難誘導、避難所の運営
- (ク) 避難所に収容されていない被災者への救援活動
- (ケ) 炊き出し、食料・生活必需品等の配送・配給及び給水等の実施
- (コ) 救援物資の早期配分と分配
- (サ) その他災害応急対策活動に関すること

2 自主防災組織の設置及び育成

(1) 設置育成の基本原則

自主防災組織の設置育成は、あくまでも地域住民が連帯協同して災害を未然に防止し、または被害を軽減するために地域の実状に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則として地域住民の理解と協力により、効率的に推進していくものとする。

市はこれを育成するため、関係機関と協力して、防災組織の研修・訓練を援助し、災害時の活動拠点の整備を図る。

(2) 推進の方法

ア 設置の促進

自主防災組織の設置を促進するため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施し、推進を図る。

イ 育成

自主防災組織の育成指導を効果的に行うため、市及び泉州南消防組合は講習会等を実施し、リーダー及び組織員の育成に努める。また、消防職員・消防団員の経験者等、災害対策活動経験のある者をリーダーとして育成する。

ウ 組織及び資機材等の整備

自主防災組織による初期消火活動、救出活動を迅速かつ効果的に行うため、自主防災組織育成補助金をはじめ、組織及び資機材の整備を応援する。

また、災害時のための活動拠点の整備を図る。

3 その他企業等の自主防災組織の組織力強化

危険物施設等における予防規定の作成及び自衛消防隊の活動に必要な助言、指導を行い、防災組織の充実を図る。

また、危険物等は、爆発性、可燃性等の特性を持ち、特殊でかつ大規模な災害に発展する可能性があるため、関係業者相互の防災体制の確立を図り、その育成強化を進める。

第2節 地区防災計画の作成支援

災害対策基本法に基づき、地区居住者や事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成することが可能となった。（平成26年4月1日施行）

そのため、地区防災計画の作成支援を行いつつ、地区主体の自立的な防災活動の推進や地区防災力の向上を図る。

1 地区防災計画の作成

- (1) 市は、自主防災活動が活発な地区や、防災に関する意識が高い地区については積極的に地区防災計画の作成支援を働きかける。
- (2) 防災に対する意識が低い地区、今後、災害発生が見込まれるような地区においても地区防災計画の必要性について周知を図りながら、作成に向けた機運の向上を図る。
- (3) 既に地域主体の防災計画等が作成されており、一定の熟度に達しているようなものについては、防災会議に対する計画提案制度を活用し、地域防災計画のなかに位置づけることも検討する。
- (4) 策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。
- (5) 市は大阪府の支援を受け作成し、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとする。

第3節 防災知識の普及と防災調査の推進

第1 防災知識の普及

防災活動を円滑に実施するため、市職員に対し防災教育を行うとともに相互に密接な連携を保ち単独または防災関係機関等と協力して、市民に防災知識を普及し、常に防災意識の向上を図る。普及啓発にあたっては、市民の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

1 震災に対する知識の普及

震災による被害を最小限にとどめるため、平素から地域住民、特殊建築物の防災責任者、職域、学校等を対象として、それぞれに適した効果的な方法により、震災に対する有効な知識の普及活動を行う。

(1) 広報内容

- ア 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波防災に関する一般的知識
- ウ 地震発生時の心得
- エ 火災発生防止及び初期消火の心得
- オ 初期救助、救護、心肺蘇生法、応急手当の方法
- カ 避難の方法及び場所、誘導の方法等避難時における心得
- キ 非常食料、身回り品等の準備（自助としての災害備蓄の推進）
- ク 道路交通の規制
- ケ 正確な情報入手の方法
- コ 地震発生時における自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- サ 避難生活に関する知識
- シ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

(2) 普及方法

広報誌、パンフレット等により行うほか、関係者の研修会等の実施を考慮する。また、学校教育、社会教育を通じてその知識の普及を図る。

2 防災知識の普及

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分

は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得よう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(1) 市民に対する防災知識の普及

ア 実施方法

防災知識の普及は、おおむね次の手段等により実施する。

- (ア) 「広報はんなん」、回覧文書の配布
- (イ) チラシ、ポスター等印刷物の配布
- (ウ) 阪南市のウェブサイトの利用
- (エ) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用
- (オ) 水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図った講習会、研修会・映画会等の開催
- (カ) 防災行政無線固定系放送の利用
- (キ) 広報車等による巡回
- (ク) 学校教育による指導

イ 普及すべき内容

(ア) 阪南市地域防災計画の概要

「阪南市地域防災計画」の要旨を、「広報はんなん」により市民に広報する。

(イ) 災害の知識

- a 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- b 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- c 地域の地形、危険場所
- d 過去の災害から得られた教訓の伝承
- e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- f 地域社会への貢献
- g 応急対応、復旧・復興に関する知識

(ウ) 災害時の備え

- a 最低3日間分できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレ
ットペーパー等の生活物資の備蓄
- b 非常持ち出し品（貴重品、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- c 自動車等へのこまめな満タン給油等
- d 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- e 負傷の防止や避難路確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・
擁壁の安全対策
- f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・
指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方
法や避難ルールの取決め等）の確認
- g 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- h 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加
- i 地震保険、火災保険の加入の必要性
- j 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令
時にとるべき行動
- k 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、
避難場所や指定避難所での行動

(エ) 災害時の行動

- a 身の安全の確保方法
- b 情報の入手方法
- c 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- d 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- e 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れ
が継続した場合）にとるべき行動
- f 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- g 避難行動要支援者への支援
- h 初期消火、救出救護活動
- i 心肺蘇生法、応急手当の方法
- j 避難生活に関する知識
- k 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- l 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- m 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請
があった場合の協力
- n 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の
考え方
- o 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活
の再建に資する行動

(4) 災害危険箇所

防災マップ及び防災ハンドブックの作成等を通じて、次のような災害の恐れがある危険箇所の周知広報に努める。

- a 水防区域（津波浸水予測図含む。）
- b 土砂災害（特別）警戒区域
- c その他調査等により危険性のある箇所

(4) 地震災害の知識

ウ 実施期間

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。

災害予防運動の時期

災害予防の種類	災害予防運動	期 間
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月・9月
風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月 6月1日～7日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週(毎年)
火災予防に関する事項	文化財防火デー 春季火災予防運動 山火事予防運動 秋季火災予防運動	1月26日 3月1日～7日 3月1日～7日 11月9日～15日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティアの日 防災とボランティア週間 防災週間 防災の日 救急の日 119番の日	1月17日 1月15日～1月21日 8月30日～9月5日 9月1日 9月9日 11月9日

(2) 園児・児童・生徒に対する防災知識の普及

園児・児童・生徒の発達段階や学校等の実態に即して、防災教育を進める。保育所等についても、前述の考え方に準じるものとする。また、市及び大阪府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、園児・児童・生徒への防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

ア 教育の内容

(ア) 初期消火方法

- (イ) 避難方法(場所、時期)
- (ウ) 心肺蘇生法等の応急措置方法
- (エ) その他の必要事項
- イ 小中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。
 - (ア) 過去の地震及び津波災害の実態
 - (イ) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
 - (ウ) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
 - (エ) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
 - (オ) 消防団が消防本部等と連携を図りつつ、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の実施
- (3) 社会教育における防災教育

社会教育（出前講座など）において、防災教育を進める。

 - ア 教育の内容
 - (ア) 初期消火方法
 - (イ) 避難方法(場所、時期)
 - (ウ) 心肺蘇生法等の応急措置方法
 - (エ) その他の必要事項
- (4) 避難行動要支援者に対する啓発

社会福祉施設等において、災害に関する理解を深めていくため、防災知識の普及に努める。

 - ア 社会福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。
 - イ 市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。
 - ウ 防災知識をまとめた啓発用の点字パンフレットやカセットテープ、ビデオの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、避難行動要支援者向けに配慮した資料の作成、配布等を検討する。
- (5) 事業所に対する防災知識の普及
 - ア 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施する。
 - イ 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。
 - ウ 事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、企業防災の推進に努める。
- (6) 防火管理者・危険物取扱者に対する特別講習

防災知識の普及によって、被害を最小限度に止めうる場合が多く、特に火災は防火知識の欠如によって起こる場合が多いので、防火管理者には火災予防を重点とした講習会を、危険物取扱者には危険物の保安基準に関する高度な知識と技術を養成するための特別講習を行う。
- (7) 防災週間等の周知徹底

防災週間（毎年、9月1日を含む8月30日～9月5日）などには、防災知識の普及強化のため、次のような防災行事を実施する。

- ア ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布
- イ 標語、作文、図画等の募集

3 職員に対する防災教育

災害対策の成否は、関係機関職員の防災知識及び心構えが重要な要素となっているので、「阪南市地域防災計画」及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担の自覚、更には防災知識とその技術を得る等を目的としてあらゆる機会を利用して講習会・研修会・実施訓練等を実施し、その徹底を図る。

また、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等を作成し、周知を図る。

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ巨大地震に関連し、発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

4 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」等を通じて防災教育を充実する。

5 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

6 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

7 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、南海トラフ巨大地震防災対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、市域の住居者等が具体的な地震対策を講じる上で必要とする知識等を得るための体制の整備についても留意するものとする。

第2 防災調査の推進

災害の予防対策をはじめ応急対策、復旧対策等の防災対策をより実践的かつ効果的なものとするために、市域に関する災害危険性を調査把握するとともに、広く災害及び防災に関する情報を収集するなど、防災調査・研究の推進を図る。

1 市域の災害危険箇所調査

市は、防災関係機関、地域住民その他の協力を得て、災害危険箇所の調査を行い、それぞれ予想される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにする。

(1) 事前調査

市は、防災関係機関等に資料を提供するとともに、危険箇所調書の提出を求めて集約検討し、危険箇所の把握をする。

(2) 防災パトロール

市担当部課は、事前調査により集約検討した危険箇所の防災パトロールを行い、その実態を把握する。

(3) 被害想定規模の調査

風水害・地震等の被害要因を検討し、被害を想定して、これらに対する予防応急及び復旧の諸対策を検討する。

(4) 調査結果

(1)～(3)の調査結果を整備して関係者に周知徹底を図るとともに、相互に協力して災害の予防と被害の軽減に努める。

(5) 対策会議

市は、実態を把握した後、危険箇所の予防・応急・恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定するとともに、地域住民・関係機関に周知する。

(6) 事前措置の対象となる設備または物件

防災パトロール等により、災害が発生した場合に事前措置の対象になると予想されるものについては、その占有者・所有者または管理者に対し、その旨を予告するなどにより事前に指導を行う。

2 その他の防災調査・研究

(1) 防災関係機関との情報交換

国、都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における地域防災計画にかかわる情報については連絡を密にし、防災計画や関係する調査研究の情報交換をするよう努める。

(2) 防災に関する刊行物の収集整理

防災に関する学術及び一般刊行物の収集整理に努める。

(3) 防災関係資料の収集保存

本市における災害状況等の防災関係資料は、今後の参考データとして、整理・保存に努める。

(4) 調査研究等

ア 本市の防災上問題となる事項については、今後とも調査技術の進展を踏まえつつ、詳細アセスメント等の専門的な調査研究を実施するよう努める。

イ 地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、5～10年間ごとに見直しを行う。

ウ 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

第4節 避難行動要支援者支援体制の整備

市及び関係機関は、災害時における要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等）の安全保護のため、施設及び地域社会の協力のもとに、要配慮者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等の施策に努める。（「要配慮者」は「要援護者」ともいう。）また、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

(1) 「避難行動要支援者支援プラン」の作成

大阪府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、阪南市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。

ア 全体計画の策定

阪南市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、全体計画を定める。

イ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

- (ア) 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- (イ) 名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (ウ) 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (エ) 避難支援等に携わる関係者として阪南市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。
- (オ) 名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (カ) 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難

難計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (キ) 阪南市地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
 - (ク) 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
 - (ケ) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
 - (コ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (2) 避難行動要支援者の情報把握
- 福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。
- (3) 支援体制の整備
- 事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。
- (4) 福祉避難所における体制整備
- 大阪府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケア等、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。
- (5) 福祉サービスの継続と関係機関の連携
- 福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、大阪府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。
- 他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。
- (6) 訓練の実施
- 避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、家族への緊急連絡、利用者の避難、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定する。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように日頃から利用者に対して必要な防災教育を実施する。併せて、施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。この場合には、必要に応じて家族、ボランティア、近隣住民等の協力を得る。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の利用者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。常に、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりをする。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急発生時には家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

3 在宅で配慮が必要な者への対策

要配慮者のうち速やかな避難の確保を図るため特に支援を要する方「避難行動要支援者」については、円滑な避難支援等を実施するために、避難行動要支援者名簿の作成を行う。

(「避難行動要支援者」は「災害時要援護者」ともいう。)

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ①高齢者：要支援・要介護の認定を受けている方、一人暮らしや高齢者のみ世帯の方
- ②身体障がい者（児）：身体障がい者手帳1、2級の交付を受けている方
- ③知的障がい者（児）：療育手帳Aの交付を受けている方
- ④精神障がい者（児）：精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ⑤難病患者：特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方など
- ⑥妊産婦・乳幼児：母子健康手帳の交付を受けている方など
- ⑦その他：①～⑥以外で支援を必要とする方

(2) 名簿作成に必要な個人情報

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所または居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥安否確認等を必要とする事由

(3) 避難支援等関係者等との協力

自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（校区福祉委員会）、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター等の協力機関に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

(4) 名簿作成に関する情報入手方法

関係各課で把握している高齢者や要介護者、障がい者等の情報を集約するよう務める。

難病患者等に係る情報など、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、大阪府知事その他の者に対して依頼し、必要な情報の取得に務める。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市は、名簿の適正な情報管理に努めるとともに、名簿の提供に際しては、市と各情報提供団体との間で名簿等取扱いに係る協定書（阪南市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書（資料編 68 頁参照））の締結を行う。

(6) 名簿管理・更新

1年に1回程度更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(7) 避難のための警報の伝達等

市は、要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう、通知または警告する場合に、多様な伝達手段の確保などに努める。

(8) 避難支援者等関係者の安全確保

災害時における支援については、善意による地域活動として可能な範囲で行うものであり、市は避難支援等関係者が自らの安全確保に努めることが第一義であることを周知する。

4 福祉避難所の整備

市は、大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。（資料編 32 頁参照）

また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

5 災害時の相談窓口の整備等

- (1) 災害時において、避難行動要支援者及びその家族のために相談窓口を設けて避難行動要支援者を支援するものとし、そのために必要な要員は、あらかじめ確保しておくものとする。
- (2) 相談窓口は、避難行動要支援者の受入体制が整備された避難所、福祉避難所その他必要と認める場所に置くものとする。

6 外国人に対する支援体制の整備

(1) 関係機関との連携

市及び大阪府は、国の関係機関や近隣市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

(2) 情報発信等による支援（市内在住者）

ア 市及び大阪府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

イ 市及び大阪府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

ウ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(3) 情報発信等による支援（来阪外国人旅行者）

ア 市及び大阪府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知に努める。

イ 市及び大阪府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

ウ 市及び大阪府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

エ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(4) 避難所等における支援

市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5節 ボランティア育成の推進及び活動環境の整備

市及び関係機関は、北海道南西地震（1993）・阪神淡路大震災（1995）・東日本大震災（2011）等を契機に、より顕著にその重要性が認識された災害時におけるボランティア等が、今後もその力を十分に発揮し連携をとりつつ効果的な活動ができるよう、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、環境の整備や防災ボランティアの育成を推進する。

1 ボランティアの活動環境整備

- (1) 関係機関は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口を整備し、その運営について連絡調整を行う。
- (2) 市及び大阪府は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う
- (3) 市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あつせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。
- (4) 市及び大阪府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 ボランティアの育成

ボランティアの防災に対する育成を行うため、次の事項を実施する。

- (1) ボランティア活動は、主に福祉的な活動を中心に行われていることが多いので、災害時においても、災害により発生した福祉的サービスを必要とする多数の被災者のニーズに応じて、多方面に及ぶ緊急の支援活動を行えるよう、協力を依頼し育成を図る。
- (2) 市は、日本赤十字社及び社会福祉協議会と連携し、ボランティアスクールを開催するなど防災ボランティアの育成を図る。
- (3) 市は、社会福祉協議会と連携し、防災ボランティア等について広報誌等を通じて広報する。
- (4) 市及び大阪府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第6節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、市及び大阪府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）※の取組みを通じて、企業防災の推進に努めることとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。なお、市は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

また、事業者は地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。加えて、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

第7節 帰宅困難者支援対策

市は国、大阪府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

地震等の災害により交通機能が麻痺した際、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、大阪府が関西広域連合や経済団体と連携して行う、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけに協力するとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。

- ア むやみに移動を開始することは避ける
- イ 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- ウ 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- エ 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- オ 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認
- カ これらを確認するための訓練の実施

2 徒歩帰宅者への支援

(1) 給油取扱所における帰宅困難者への支援

大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者に対し以下のような支援を行う。

- ア 一時休憩所として飲料水、トイレ等の提供
- イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

(2) コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合、関西広域連合と協定を締結し、支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者に対し以下のような支援を行う。

- ア 一時休憩所として水道水、トイレ等の提供
- イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

供

(3) 帰宅困難者への情報通信体制の整備

市は、帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備や情報提供ツールの周知等を行う。

ア 優先途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築

イ 災害用伝言ダイヤル（171）の普及啓発やラジオやテレビ等のメディアの活用促進

3 一時滞留施設の確保と周知

駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞留施設の指定を検討する。市は、宿泊施設や大規模店舗等の施設所有者に協力を求め、事前に一時滞留施設としての指定に関する協定の締結等に努める。

第3章 災害への適切な対応

第1節 総合的防災体制の整備

第1 防災事前対策体制の整備

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するため、平素から防災に関する組織及び活動体制の整備に努め、相互に連携して災害予防効果を高める。

1 組織の整備と事務分掌

災害応急対策活動を効率的に運用するため、市の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織及び事務分掌について毎年検討を加え、修正の必要がある場合は改訂を行う。

2 組織（各班）行動計画の具体化の推進

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に係わる具体的計画を予め立案し、関係所属や機関との調整を図る。

3 専門委員会等の設置

「阪南市防災会議」の専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取など、災害予防対策の検討会議の開催を積極的に行い、平常時からの取組みを行う。

特に、次の事項についての検討を進めていく。

- (1) 職員動員配備計画
- (2) 応援要請計画
- (3) 通信計画
- (4) 広報計画
- (5) 避難・収容計画（要配慮者対策を含む。）
- (6) 医療・救護計画
- (7) 輸送確保計画
- (8) 災害時における物品等の調達計画
- (9) ライフラインの確保に関する計画と連絡会議の定期的な開催
- (10) その他、災害対策上の有効な手段の確保

4 災害対応経験者のリスト化

災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

第2 防災中枢組織体制の整備

市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。

また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

このとき、市と大阪府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

1 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部は、災害予防、災害応急対策を実施するために設置する。

【地震・津波災害】

ア 本市域で震度4の地震が発生、または隣接市町域で震度4の地震が発生し、かつ本市域で震度3以上の地震が発生したとき

イ 津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表されたとき

ウ その他必要により市長または災害警戒本部長（危機管理監）が必要と認めたとき

【風水害】

ア 災害発生のおそれがある気象予警報が発表されるなど、通信情報活動の必要があるとき

イ 局地的に軽微な災害が発生したとき

ウ その他必要により市長または災害警戒本部長（危機管理監）が必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部における配備体制は、原則として危機管理監、都市整備部長、危機管理課長、危機管理課職員により編成し、危機管理監が指揮・統括する。本部長は危機管理監とし、副本部長は都市整備部長とする。危機管理監が不在または何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、都市整備部長が代行する。

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部は、災害予防、災害応急対策を実施するため設置する。

【地震・津波災害】

ア 地震・津波等により小規模の被害が発生したとき

イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき

ウ 市域（隣接市町域）で震度5弱以上の地震が発生したとき

エ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき

オ その他本部長が必要と認めたとき

【風水害】

ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等推測が困難なとき、若しくは、小規模の災害が発生したとき

イ 相当規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき

- ウ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがあるとき
- エ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき
- オ 特別警報が気象庁より発表されたとき

(2) 体制

本部長 : 市長

副本部長: 副市長、教育長

本部員 : 危機管理監、総務部長、未来創生部長、市民部長、健康福祉部長、こども未来部長、都市整備部長、議会事務局長、生涯学習部長、阪南消防署長、その他本部長が必要と認める者

(3) 本部員会議

必要に応じ、本部長、副本部長、本部員により本部員会議を開催する。

(4) 災害対策本部の機能確保

大規模災害時に、災害対策本部としての機能の喪失や低下が懸念されることから、以下の対策を講じることで、災害対応を行うための拠点機能を確保する。

- ・庁舎の立地場所、耐震性、通信基盤の点検、整備の推進を図る。
- ・電源、機材の確保体制の点検、整備を図る。

3 現地災害対策本部

局地的に相当規模の被害が生じた場合等において、災害応急対策を局地的、重点的に実施するために現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長及び本部員は、本部長に指名された者があたり、現地での災害応急対策活動を行う。

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として現地災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 災害応急対策を局地的または重点的に推進する必要があるとき
- (イ) その他災害対策本部長が必要と認めたとき

イ 廃止基準

災害対策本部長が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 被害状況等の把握に関すること
- (イ) 現地における関係機関との連絡に関すること
- (ウ) その他必要な事項

4 動員配備

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害応急対策等を有効適切に実施するため、災害時における職員の配備等に関し、次のとおり定める。

(1) 配備体制と配備基準

災害に対処するために、災害の状況により、災害警戒本部設置時には警戒配備を、災害対策本部設置時には、班長、管理職配備及びA～C号配備をとる。

なお、本部長は災害その他の状況により必要があるときは、特定の部に対してのみ、警戒のための配備体制の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。

また、関係各部局の長は、速やかに初動体制がとれるようあらかじめ従事すべき職員の連絡体制を整えておく。

(2) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生し、または発生する恐れがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、または自らの判断で速やかに勤務場所等に参集しなければならない。

また、本市域で震度4の地震が発生、または隣接市町域で震度4の地震が発生し、かつ、本市域で震度3以上の地震が発生したとき、及び、津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表された場合、あらかじめ指名されている職員は、それぞれ指定された場所に自主参集しなければならない。

市域（隣接市町域）で震度5弱以上の地震が発生したとき、または特別警報が気象庁より発表されたときは、全職員（あらかじめ指定された場所への参集職員以外）は、自主的に速やかに災害対策本部に参集しなければならない。

(3) 配備区分

配備区分・配備基準

【風水害】

配備区分		配備時期	配備内容	動員人員
災害警戒配備		①災害発生のおそれがある気象予警報が発表されるなど、通信情報活動の必要があるとき ②局地的に軽微な災害が発生したとき ③その他必要により、市長あるいは災害警戒本部長（危機管理監）が必要と認めたとき	通信情報活動を実施するための必要最小限度の体制	危機管理課 都市整備部 により編成
災害対策本部体制	班長配備	①災害対策本部を設置するとき	災害対策本部員の補佐	庶務担当課長
	管理職配備	①災害発生のおそれがあり、避難所を開設する必要があるとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	水害その他の災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制	管理職

第 2 編 災害予防対策

	A 号 配備	①災害発生の恐れがあるが、時間、規模等推測困難なとき若しくは、小規模の災害が発生したとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	水害その他の災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制	危機管理課 都市整備部 及び配備区分 による 25 名程度
	B 号 配備	①相当規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき ②その他必要により、本部長が当該配備を指令するとき	相当規模の災害応急対策を実施する体制	危機管理課 都市整備部 及び配備区分 による 50 名程度
	C 号 配備	①大規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき ③特別警報が気象庁より発表されたとき	市が全力をあげて防災活動を実施する体制	全職員 (再任用職員含む)

【地震・津波災害】

配備区分		配備時期	配備内容	動員人員
災害警戒 配備		①本市域で震度 4 の地震が発生、または、近接市町域で震度 4 の地震が発生し、かつ、本市域で震度 3 以上の地震が発生したとき ②津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表されたとき ③その他必要により市長あるいは災害警戒本部長（危機管理監）が必要と認めたとき	通信情報活動を実施するための必要最小限度の体制	危機管理課 都市整備部 により編成
災害対策本部 体制	班長 配備	①災害対策本部を設置するとき	災害対策本部員の補佐	庶務担当課長
	管理職 配備	①災害発生の恐れがあり、避難所を開設する必要があるとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制	管理職
	A・B 号 配備	①地震・津波等により小規模の被害が発生したとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	災害応急対策活動を実施する体制	危機管理課 都市整備部 及び A・B 号 により編成
	C 号 配備	①市域（隣接市町域）で震度 5 弱以上の地震が発生したとき ②災害救助法の適用を要する災害が発生したとき ③その他本部長が必要と認めたとき	市が全力をあげて災害応急対策活動を実施する体制	全職員 (再任用職員含む)

(4) 配備指令

配備体制の指令は、次の要領で行う。

ア 災害対策本部設置前の指令

災害対策本部設置前の警戒配備体制は、指定された予警報により、自動的に配備する。

イ 災害対策本部設置後の指令

災害対策本部設置後の班長、管理職配備及びA～C号配備体制は、本部会議を経て本部長が指令する。

(5) 配備体制時の動員人員

各部の動員数は、資料編22頁参照

なお、機構改革等により、組織が変更した場合には、その都度見直しを行う。

(6) その他

災害対策本部の設置が長期にわたる場合、適切な判断に基づく災害対応が行うことができるよう、本部員等の体調管理には十分に留意するものとする。

第3 防災資機材等の整備

市及び関係機関は、応急対策の実施に必要な資機材等について、整備充実するとともに、随時点検を行い保管に万全を期す。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

また、その調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるように点検整備を実施する。

1 資機材の点検・補充および技術者等の把握

各保管責任者は、燃料、発電機、建設機械等の防災用に備蓄した資機材を定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については逐次補充を行うとともに、関係団体との連携により資機材の使用に係る技術者等の確保、体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協力の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

その他、市、大阪府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

2 防災用資機材庫等の設置

応急対策の円滑化のため、応急用の食料等とともに、避難救助用資機材等の整備を図る。

- (1) 市内における防災用資機材庫の設置
- (2) 庁舎付近における緊急資材置場の確保
- (3) 避難施設における医薬品・救護用機器等の整備

3 資機材の確保及び調達

防災用資機材等については、適切な品目を確保するとともに、緊急時における調達方法についても検討する。

4 防災資機材の点検整備

(1) 防災資機材の点検整備

ア 整備項目

- (ア) 水防、消防等の資機材
- (イ) 特殊車両
- (ウ) 建設用資機材
- (エ) 医薬品、薬剤等の医療品
- (オ) その他災害用装備資機材（広報車・空気呼吸器等）

イ 保有（備蓄）資機材の点検

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) 種類、規格と数量の確認
- (エ) 薬剤等の効能の確認
- (オ) その他

資機材等の点検結果は、常に記録しておくとともに破損等が発見されたときは、補充、修理を行う。

5 災害用緊急物資食料等の整備

(1) 給水体制の整備

災害時において、被災者に飲料水の供給が確保できるよう、貯水槽の設置、応急給水用資機材の整備を行うとともに、あらかじめ給水計画を策定しておく。

(2) 食料などの備蓄体制の整備

災害時における食料等の供給計画の作成を行い、災害時に速やかに調達できるよう整備する。

(3) その他の整備

市設置（指定管理者含む。）の飲料水自動販売機については、災害発生時の停電時においても無償で商品を提供できる機能を搭載した「災害対応型自動販売機」とすることを検討する。

第4 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、関係機関の連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図るため、関係機関の積極的参加と市民、自治会及びその他関係団体の協力を得て、各種災害に関する

訓練を実施する。

1 総合訓練

市及び防災関係機関は、災害時における被害を最小限にとどめることを目的に、防災活動を迅速かつ確実に実施するため、相互の連携において訓練を実施する。

なお、実施にあたっては市民及び避難行動要支援者に参加を呼びかけるとともに、自治会や自主防災組織で自主的な訓練を行うよう要請する。

訓練は被害想定を明確にし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容にするとともに、事後評価を行い、防災体制の充実を図る。

(1) 参加機関

市、自治会、自主防災組織、小中学校、幼稚園、保育所、社会教育施設、泉州南消防組合、消防団、泉南警察署、(社)泉佐野泉南医師会、(一社)泉南薬剤師会、防災関係機関、民間協力団体等

(2) 訓練内容

- ア 非常招集訓練
- イ 本部運営訓練
- ウ 情報伝達訓練
- エ 災害対策本部設置訓練
- オ 通信訓練
- カ 広報訓練
- キ 初期消火訓練
- ク 水防訓練（基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を含む。）
- ケ 避難誘導訓練（障がい者の避難誘導訓練含む。）
- コ 応急救護訓練
- サ 救出救護訓練
- シ 救助物資輸送配布訓練
- ス 応急給水訓練
- セ 炊出し訓練
- ソ 夜間訓練
- タ DIG 訓練
- チ HUG 訓練等

2 小中学校等の防災訓練

小中学校、高校において、訓練を行う。

- (1) 災害に際して、落ち着いて、素速く行動できるように、その意味、必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を修得させる。
- (2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。
- (3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

3 社会福祉施設・病院等の防災訓練

収容者の人命保護のため、避難救助訓練を実施する。その際、消防機関はこれらの訓練に協力・指導する。

(1) 訓練内容

出火通報訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等

4 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

(1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

(2) 上記の防災訓練は、年1回以上実施するものとする。

(3) 上記の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。

(4) 市は、大阪府、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア 要員参集訓練及び本部設置・運営訓練

イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練

エ 樋門・門扉の閉鎖訓練

オ 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に大阪府及び防災関係機関に伝達する訓練

カ 関係機関と連携した広域避難を想定した訓練

キ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

第5 広域応援体制の整備

市、大阪府、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

市域に大災害が発生し、市及び防災関係機関による災害応急対策活動では対応しきれない場合、他の市町村に応援要請を行い、円滑な災害対策活動を行う。

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、他市町村との相互応援協定の締結を今後も引き続き進める。

平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

*防災協定一覧は資料編 24~29 頁参照

第6 防災拠点の整備

本市は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実に努めるとともに、大規模災害時において、適切な災害応急対策が実施できるよう、防災拠点を定める。

また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

*防災拠点は資料編23頁参照

第7 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣要請の手続の明確化など自衛隊との連携体制を整備する。

第8 応援・受援体制の整備

市及び大阪府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

1 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

2 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受け入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

第9 災害広報体制の整備

1 災害時広報体制の確立

市、大阪府及びライフライン事業者は、災害時広報の重要性を考慮し、広報の手段別に人員及び資機材の配置について検討していく。

2 広報文の検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別ごとに災害が予知または予想される場合、災害が発生した場合、応急対策活動が実施された場合などを想定して、あらかじめ、分かりやすい広報文を作成する。

3 大阪府、放送機関との連携

大規模災害時には、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビによる放送が重要な役割を果たす。

そこで、本市からの放送を行う場合、大阪府の調整を経て実施することとし、あらかじめ放送の内容、方法等を詳細に決めることが望ましい。したがって、大阪府、放送機関の協力のもとに災害時広報について、検討していく。

4 停電時の住民への情報提供

市、大阪府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 安否不明者の救助活動の効率化・円滑化

発災時に安否不明者（行方不明となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市は大阪府等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくように努めるものとする。

第10 データの保全

本市の行政機能が一部停止することによる市民生活等への支障を最小限にとどめるため、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管するとともに、データ及びコンピューターシステムのバックアップ対策を講じるように努める。

第11 緊急時における組織の運営体制の整備

大規模災害時は、市の各種施設も甚大な被害を受け、職員等も被災者となっていることが懸念される。そのような状況下においても、出来る限り継続的な復旧活動を進めることは必要であるため、市においては業務継続計画（BCP）の作成に努め、大規模災害時における業務継続の体制整備を図る。また、計画の運用にあたっては、PDCAサイクルにて適宜見直し、改善を図る。

非常時の優先業務の概要

目標復旧時間（発災後）	該当する業務（考え方）
3 時間以内	・ 初動体制の確立 ・ 被災状況の把握 ・ 消火、救助、救出の開始 ・ 広域応援要請
24 時間以内	・ 応急活動（救助、救急以外）の開始 ・ 避難生活支援の開始 ・ 重要な業務システムの再開 ・ 重要な行事（選挙など）の延期調整業務
3 日以内	・ 被災者への支援の開始 ・ 復旧、復興に係る初動体制の確立 ・ ごみ処理施設の再開
5 日以内	・ 被災者への支援 ・ 災害復旧計画の見直し ・ 公有財産管理
1 週間以内	・ 被災者への支援 ・ 被災者支援の前提となる業務の開始 ・ 窓口行政機能の回復 ・ 許認可業務、教育再開に係る業務
2 週間以内	・ 復旧、復興に係る業務の本格化 ・ 被災者への支援
1 か月以内	・ 復旧、復興に係る業務 ・ その他の行政機能の回復

作成にあたっては、主に以下の内容について検討する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる府民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

第2節 災害通信施設及び情報収集伝達体制等の整備

市及び防災関係機関は、気象予報等の伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等、災害応急対策活動の動脈となる有線通信施設及び無線通信施設について、その運用の効率化、施設の整備拡充及び機器の改善を図るとともに、将来的な防災行政無線（戸別受信機を含む。）の導入に努め、非常事態に備えて伝達手段の多重化・多様化を図る。また、保守管理と運営体制を徹底し、電気通信回線の災害時の使用を考慮し十分な回線容量を確保するなど、非常通信ネットワークが有効に機能するように万全を期し、大規模停電時も含めた災害情報の収集・伝達体制を確立する。

市と大阪府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

● 施設・設備の現況

防災行政無線（固定系）については、親局を市役所本庁舎に置き、屋外受信機を配備している。その他、以下の設備の利用が可能である。

- (1) 防災行政無線（移動系）
- (2) 大阪府防災行政無線
- (3) 大阪府防災情報システム
- (4) 西日本電信電話（株）関西支店の災害時優先電話
- (5) 避難所への特設公衆電話

● 通信体制の現況

(1) 無線従事者

市職員のうち30名（令和4年10月末日現在）の無線従事者を確保している。

1 防災情報システムの充実

市及び大阪府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

市と大阪府で防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達

- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

2 防災行政無線等の整備拡充

(1) 機器の拡充

市は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、保有の無線機器の整備拡充に努める。

ア 防災行政無線

(7) 固定系

(4) 移動系

(2) 機器の保全

災害時の使用に支障がないよう、各種無線機の点検を行い、機能を十分に発揮できるように努める。

(3) 要員の確保

無線従事予備員（免許保有者）の確保を図る。

3 有線通信設備の整備

- (1) 関係機関は、情報連絡に用いる電話について、災害時の電話輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」を西日本電信電話（株）関西支店に申請し、指定し、位置付けを的確に行う。

- (2) 災害時に、携帯電話、ファクシミリ等の機器を効果的に利用できるよう、あらかじめ運用計画を定めておく。

- (3) 西日本電信電話（株）関西支店は、電気通信設備の防災管理に努め、災害時優先電話等が機能を発揮できるように運営体制を整備する。

4 防災相互通信用無線

関係機関は、防災情報の一元化に資するため、それぞれに通信施設の整備計画を作成し、整備するとともに、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、保有の無線機器の整備拡充に努める。

5 その他情報機器の整備

CATV、インターネット、衛星通信等を活用し、情報収集・連絡システムの整備を推進する。

6 大阪府防災情報システムの活用

市は、災害情報を直ちに把握するため、平常時から大阪府防災情報システムの活用を図る。

7 アマチュア無線等

アマチュア無線、業務用移動通信等の活用体制を整備し、災害時には協力を要請する。ただし、これらはボランティアという性格があるので配慮を要する。

8 通信機器運用体制の整備

- (1) 災害がいつ発生しても対応できるようにするため、夜間運用体制の確立を図る。
- (2) 関係職員は、無線局及び無線機の運用技術の向上に努める。
- (3) 情報収集に関する要員を定め、情報収集体制の整備を図るとともに、情報収集の機器、体制、情報分析の方法等について、必要に応じて専門家の意見を活用できるように努める。
- (4) 災害情報の受信、分析に関するセクションは、本部室近くを予定し、本部との連携を図る。
- (5) 通信輻輳時を想定し、情報・通信・伝達等非常通信を取り入れた実践的訓練を行い、緊急の場合に備える。

9 通信設備の保守・整備等

- (1) 各種通信設備については、定期的に点検整備を行い、その保全に努める。
- (2) 通信設備保管室は、コンピュータ室とともに耐火・耐震構造とする。

10 情報収集伝達体制

- (1) 市及び関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化に努める。
- (2) 市は、災害時に大阪府への情報収集、伝達が困難な場合、別に定めた非常通信経路計画(3-71)により、行うものとする。
- (3) 災害発生に備えて、災害情報等の収集伝達計画は、危機管理課が行うものとするが、勤務時間外において災害が発生した場合には、防災担当職員が参集するまでの間は、泉州南消防組合及び阪南市役所（守衛）が情報収集伝達体制をとるものとする。

市の情報収集・伝達窓口

時 間 帯	窓 口	N T T回線	大阪府防災行政無線
執務時間内	危機管理課	072-471-5678	532-8900
夜間／休日	泉州南消防組合 (阪南消防署)	072-476-0119	448-8900 (泉州南広域消防本部)
	阪南市役所（守衛）	072-471-5678	532-2399

11 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

- (1) 住民の安否確認、情報提供の体制整備などに努める。
- (2) 全国避難者情報システム（総務省）※の周知、活用を図る。
- (3) 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める

※東日本大震災等により、多くの住民が全国各地に避難されており、住所地（避難される前のお住まい）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が課題となっている。そこで、避難された方から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意に提供いただき、その情報を避難前にお住まいの県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難前にお住まいの県や市町村が避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」が構築されることとなった。

第3節 火災予防対策の推進

第1 一般火災対策

本市の市街地は、尾崎駅周辺等では木造密集住宅・狭隘道路が多く、延焼の恐れがある。こうした状況に対応するため、消防施設の充実など、消防体制整備に努めている。

火災の発生を予防し、または火災による被害の拡大防止を図るため、消防施設の強化、拡充、防火対象物に対する予防措置の対策を推進する。

地震発生時には、密集市街地等において火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に進展する可能性があるため、日頃から火気その他の出火危険のある物の取扱いについて管理状況等を整備し、火災予防の徹底を図る。

1 消防施設の強化

- (1) 泉州南消防組合は、消防力の整備指針に基づき、必要消防力を算定し、これを基に実情に応じた消防車両等の資機材及び人員を配置する。また、初動及び活動体制を確立するため、消防庁舎の耐震化や無線施設等の整備を図る。

施設等の配置は、地域の実情を十分考慮の上、年次計画をたて整備拡充を図る。

- (2) 地震時には、上水道管及び施設の破損等により、通常の消防水利が十分に活用できない事態が生じる可能性がある。したがって、消火栓及び防火水槽などの消防水利の耐震化を推進するとともに、河川、ため池などの状況を把握し、自然水利の確保を図り、プール等の利用をさらに推進する。
- (3) 消防水利の不足等により消火活動に支障をきたす恐れのある地域に対しては、消火栓の増強、可搬式動力ポンプ等を整備し、消火体制の強化を図る。また、火災発生に即応できるよう常時使用可能な状態となるよう維持管理に努める。

2 消防力の強化

- (1) 消防活動路の確保と消防活動困難地域の対策

地震時においては、道路周辺の建物や塀などの倒壊、斜面の崩壊、道路被害、道路構造物被害などによって、通行支障が生じる恐れがある。

したがって、消防用車両の幹線道路の整備、狭い街路地区における拡幅、開渠の暗渠化、電柱の埋設化、角切りの確保などを進め、消防活動の支障となる事項の解消を図る。

特に、通常時とは異なる箇所でも通行支障が生じる恐れがあり、そのような地域の予測と対応についても、事前に検討しておく。

消防水利の不足または道路事情などにより、消防活動が困難な地域に対しては消防水利の増設及び可搬式動力ポンプなどの整備を推進し、地域の災害活動体制の強化を図る。

- (2) 消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図る。

(3) 消防団の活性化

広報等により青年層に対して、消防団活動への積極的な参加の促進を行い、組織強化に努める。

3 警防計画の策定

消防機関が消防活動を行う上での基本資料となる総合的な警防計画を地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定する。

なお、警防計画については、泉州南消防組合が定める。(警防計画は、泉州南消防組合警防規定に即して定める。)

*泉州南消防組合警防規程は資料編 69～79 頁参照

4 消防団員の教育訓練

消防団員の知識及び技能の向上を図るため、教育訓練の計画を策定し、教育訓練を実施する。

(1) 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練）

(2) 火災防御訓練（基本、招集出動、水利統制、人命救助、避難誘導・警戒、通信連絡訓練等）

(3) 水防訓練

(4) 救助救急訓練

(5) 総合防災訓練

5 相互応援体制の確立

災害時における消防活動の万全を期すため、必要な協定を結び相互応援体制を確立する。

*消防相互応援協定締結状況は資料編 30 頁参照

6 一般建築物の不燃化等

木造建築物及び不特定多数の者が集まる建築物等について、耐火構造または準耐火構造にするなど建築物の不燃化及び耐火化の指導を行う。

また、市街地の防災拠点の開発と建築物の不燃化を進めて延焼の防止を図るとともに、市民の避難地となる防災拠点については、公園や運動場として整備することとする。

さらに、地震発生時における避難経路等の確保を必要とする地域については、重点的に道路網の整備を推進する。

7 火災予防査察の強化

消防法に基づき、火災の発生を未然に防止するため、予防査察を消防対象物の用途、規模、地域に応じ計画的に実施し、対象物の状況を的確に把握するとともに、危険な対象物に対する消防用設備の改修等の指導を行い万全を期す。

8 防火管理者に対する指導

消防法により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

9 防火思想の普及

- (1) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等についての指導を行う。
- (2) 震災時に多発することが予想される出火危険を排除するため、耐震安全装置付器具の普及を図る。
- (3) 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士または自治会、自主防災組織、婦人会等の各団体を対象とした講習、現地指導、消防相談等の指導を行う。
- (4) 地域住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより火災または水災の多発時期、あるいは火災予防運動期間などに広報活動を実施する。
- (5) 家庭内における火災予防の徹底を図るため、初期消火訓練や防火講習、防災訓練等への参加を通して、一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。
- (6) 保育所、幼稚園等において幼年消防クラブをつくり、防火の心得を理解させ、火遊びによる火災の撲滅を図るとともに、将来的な予防的成果を期待する。
また、小中学生を対象とした少年消防クラブの結成、育成を推進する。

10 地震火災に対する出火予防対策の広報(一般家庭向け)

- (1) 燃焼器具の対策
 - (ア) 石油ストーブ：耐震自動遮断装置付き以外のものは使用しない。
 - (イ) 液体燃料器具：不使用時は、燃料タンクの元バルブを閉止するとともに、タンクの転倒防止のため、固定措置を行う。
 - (ウ) LPガス：不使用時は、LPガス容器の容器バルブを閉止するとともに、鎖等により容器の転倒防止のため、固定措置を行う。
 - (エ) 都市ガス：不使用時には、元バルブを閉止する。
- (2) 出火危険物の保管対策

以下の物品については、転落、転倒、漏洩を防止するため、保管場所等を考慮する。

ガソリン、灯油、ベンジン、エアゾール、携帯ボンベ、アルコール、塗料溶剤、農薬類等

第2 林野火災対策

林野火災の原因は、たばこ、たき火等火気の取扱い不始末によるものが大部分を占めており、消防体制の強化とともに、入山者の火気使用に対する監視及び防火意識の高揚に努める。

1 監視体制の強化

林野火災発生への恐れのある場合は、巡視、監視を強化し、地域住民及び入山者等に対し、警戒を呼びかけるとともに、火気取り扱い上の指導を行うなど、必要な措置を講ずる。

(1) 火災警報の発令及び周知

気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地域住民及び入山者に対し、サイレン、広報車、防災行政無線等により周知を行う。

(2) 火気の使用の制限

気象条件等により、入山者等に火を使用しないよう指導する。

また、特に必要と認める場合は、泉州南消防組合火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙等を制限する。

(3) 火入れの安全管理の徹底

森林等において火入れを行おうとする者に対し、関係機関との連絡を密にして防火の徹底を図る。

2 消火施設等の整備

市及び関係機関は、防火水槽、自然水利利用施設、空中消火基地等の施設を整備するとともに、防御資機材の整備、消火薬剤の備蓄に努める。

3 消防体制の整備

市及び消防機関は、関係機関の協力を得て地域における総合的な消防体制を確立するように努める。

また、森林組合等による自衛消防組織を整備するとともに、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制を確立する。

4 防火思想の普及

関係機関は、林野火災の発生期を重点に地域住民、入山者等に対し防火広報を積極的に実施する。

(1) 山火事防止月間の設定

(2) ポスター、看板等の設置

(3) 広報車等による注意喚起

第4節 避難収容体制の整備

市及び関係機関は、災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備を図る。

指定避難所及び避難場所（以下、「避難所等」という。）は、災害の種類や状況の変化に応じて適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに、避難施設及び周辺環境の整備に努める。

*指定避難所、一時避難場所、広域避難場所、避難路等は、資料編 31～35 頁参照

第1 避難場所、避難路の選定

1 避難場所

(1) 避難場所の指定及び基準

ア 一時避難場所

- (ア) 災害発生時において市民が一時的に避難できるように必要なオープンスペースとしての機能を果たすものとして指定し、整備する施設
- (イ) 1ha 以上の中高等学校のグラウンド等を一時避難場所とするが、この他、周辺の状況から安全と思われる場所として、小中学校のグラウンドを併せて一時避難場所を含めるものとする。

イ 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から、市民の安全を確保できる場所として指定する。

- (ア) 想定される避難者一人当たりおおむね 1 m²以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者 1 人あたり概ね 2 m²以上の避難有効面積を確保できること）
- (イ) 延焼火災に対して有効な遮断ができる概ね 10ha 以上の空地
但し、10ha 未満の空地であっても、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から、避難者の安全が確保できるとと思われる場所を広域避難場所として選定できる。
- (ウ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

ウ 指定緊急避難場所

災害対策基本法の改正をうけ、災害が発生、または発生する恐れがある場所にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有する場所等について順次、指定を検討する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際

には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

*指定緊急避難場所は、資料編 33～35 頁参照

(ア) 津波避難ビルの指定等

津波が到達する恐れのある区域内において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の理由により、津波からの避難が困難と想定される地域において津波避難ビルの指定を行うなど、一時的に避難可能な場所の確保に努める。

(津波避難ビル：津波が到達する恐れのある区域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避するための施設のことを指す。)

2 避難路

(1) 避難路の指定・整備

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、大阪府と市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

ア 避難路の選定基準

広域避難場所に通じる避難路を以下の基準で選定する。

- (ア) 原則として幅員が 16m 以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10m 以上の道路）または 10m 以上の緑道
- (イ) 落下物、倒壊物による危険など避難の障害の恐れが少ないこと
- (ウ) 水利の確保が比較的容易なこと

イ 避難路は、緊急交通路と重複しており、避難誘導や交通規制に十分配慮する。

(2) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次の事項により避難路の安全確保を図る。

ア 火災に対する安全性の確保

- (ア) 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るため、有効な耐火建築物の整備を促進する。

(イ) 必要な箇所に貯水槽等の消防水利等避難者の安全に必要な施設を整備する。

イ 周知

災害に備えて次の事項を市民に周知する。

(ア) 避難路への駐車禁止

(イ) 荷物等の路上放置自粛

ウ 交通規制

避難路は、警察の協力を得て平常時において次の規制等に努める。

(ア) 駐車禁止の措置

(イ) 取り締まりの強化

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、防災関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置

第3 指定避難所の選定・整備

1 指定避難所

(1) 指定避難所

災害発生時において、避難所としての機能を果たすものとして、地域の住民センター、小中学校等を中心に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所であり、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難生活の長期化が見込まれる災害にも備え、一般的な避難施設では生活に支障をきたす要配慮者に配慮した福祉避難所の選定を行う。福祉避難所は、避難所への避難者のうち、健康・身体状況等の必要に応じて移送する等、二次的な避難施設として位置づける。

(2) 指定避難所の整備

指定避難所の整備は、単に避難所のための施設としての整備にとどまらず、地区の防災拠点と位置付けて、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努め、また良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるなど防災機能の強化を図り、地域の防災力を高めるとともに、避難者の円滑な収容とその安全確保等に資することが必要である。また、災害時に要配慮者が利用しやすいことを意識した福祉的整備に努めることも必要である。

(3) 指定避難所の管理運営

大阪府の避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所の避難運営マニュアルの作成、訓練を行うなど避難所の管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(4) 指定避難所の感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含

めて検討するよう努めるものとする。

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

2 避難所の施設管理者等との協定締結及び事前協議

災害時に避難所として適切な対応ができるよう、施設管理者と平常時から十分な事前協議を行う。

- (1) 市が管理する施設以外の施設管理者等とは、所要の協定の締結に努める。
- (2) 現避難所以外の公共建築物で、避難所として使用可能な施設を調査し、緊急の場合に避難所として開設できるよう整備を図る。
- (3) 避難所として必要な維持管理の徹底を図る。
- (4) 勤務時間外の避難所の開設を速やかに行うため、施設管理者との連携体制の強化や鍵の適切な管理を図る。
- (5) 福祉避難所のさらなる確保に向け、市内各所の福祉系施設への理解・協力を働きかけるとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

3 災害危険箇所ごとの避難施設及び避難方法の検討

災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、必要に応じてこれを見直し、市報「広報はんなん」に掲載し、市民に周知徹底を図る。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難所等
- (3) 避難路

4 避難所等に関する住民への周知

避難に関する情報について、市報「広報はんなん」に掲載するほか、避難所等の所在地等を記した防災マップ等の配布を行い、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

5 避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第4 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保といった避難情報等について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報等の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。
- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。
- (3) 市は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。
- (4) 市は大阪府の技術的専門的な助言等の支援を受けながら、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成に努める。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市及び大阪府は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。
- (2) 市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

■ 避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 （気象庁が発表）	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）

第2編 災害予防対策

警戒 レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒 レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）※¹ ・高潮警報 ・高潮特別警報
警戒 レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※² ・（大雨特別警報（土砂災害））※² ・高潮氾濫発生情報

注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

注2 市長は、居住者等に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注3 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、大阪府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 ※1の土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、令和3年災対法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和3年出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル4相当情報となる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

注6 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※2の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注7 気象庁では令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」と決めました。

第5 避難誘導體制の整備

- 1 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう校区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による平時からの住民の意識啓発及び強固な体制づくりに努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することも考慮するよう努める。

- 2 大阪府が示す指針に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を推進し、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、円滑な避難誘導體制の整備を図る。

- 3 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設・病院等、多数の者が利用する施設の施設管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、日頃から市、泉州南消防組合、泉南警察署等関係機関と協議の上、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施する。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の時期（事前避難の実施等）
- ③ 避難者の順位（施設利用者、一般職員、防災要員の順とする。）
- ④ 避難誘導責任者・補助者
- ⑤ 避難誘導の要領・措置
- ⑥ 避難者の確認方法
- ⑦ 家族等への引き渡し方法
- ⑧ 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- ⑨ 通学路周辺の危険箇所の周知（ブロック塀等の危険性）

4 要配慮者等の避難対応の検討

- (1) 要配慮者、遠距離避難者等のために、避難応援の検討を行う。
- (2) 避難行動要支援者のため、避難行動要支援者名簿の作成と併せた近隣住民またはボランティアとの交流等を促進し、発災時の避難介助の仕組みづくりに努める。
- (3) 指定避難所等において、要配慮者のために次のような整備を行う。

ア 段差の解消、階段・手洗い等に手すりの設置、スロープの設置、身障者トイレ（福祉仕様）の設置、文字放送が可能なケーブルテレビの設置等

イ 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

ウ 施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

(施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。)

エ 身障者用便器、車椅子、ベッド等身障者用資機材について、緊急時に入手できるよう、業者等にあらかじめ申し入れを行う、若しくは協定を結ぶ。

オ その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

- (4) 避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合に、大阪府が派遣する、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の受入体制を関係機関と共に整備する。
- (5) 老人福祉センターやその他の福祉施設を福祉避難所として指定し、要配慮者等の受け入れ体制の整備を行う。
- (6) 多人数の避難に供する施設の施設管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。

5 飼育ペット対策

災害発生時には、飼い主が全責任を負うことを前提とし、飼い主が飼育しているペットを同行し避難場所まで安全に避難することが原則である。そのため、ペット対策については、避難所運営マニュアルを活用し、避難所運営訓練の実施を行い、事前に対応を検討しておくよう意識啓発を図る。

第6 応急仮設住宅等の事前準備

災害により、被災者等に対して住宅を提供する必要がある場合に応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、応急仮設住宅建設の予定地を定めておくことや要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

*応急仮設住宅建設予定地は資料編 36 頁参照

第7 応急危険度判定体制の整備

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備及び普及啓発

市は、応急危険度判定の実施主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備に努めるとともに、大阪府及び建築関係団体との連携のもとに、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努め

る。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、大阪府と連携、協力し、被災宅地危険度判定士の要請・登録を推進するとともに、判定士の受入れ体制の整備など、実施主体として、資器材の整備、実施体制の整備を図る。

3 斜面判定制度の普及啓発

市は、大阪府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第8 避難所生活の中・長期化に対応する環境整備

- (1) 非常用電源設備の整備、強化に取り組む。
- (2) 二次被害の防止対策の推進を図る。
- (3) 被災者の健康管理、衛生管理体制の整備を図る。
- (4) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点の導入を図る。
- (5) 女性や子育てに配慮した避難所設計の促進を図る。

第9 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、大阪府が実施する家屋被害認定担当者向けの研修への参加等による、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第5節 災害応急対策実施のための事前対策

第1 給水体制の整備

市、大阪府及び大阪広域水道企業団は、災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、併せて必要最小限の生活用水を確保し、市民に配給する応急給水体制の整備を図る。

また、災害時における水道施設の応急復旧工事への協力を要請するために、阪南水道工事業協同組合等との間で、協力要請の方法、動員可能な人員の把握の方法、書類の交換等の細目にわたって取り決めができるよう検討していく。

1 応急給水目標

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。

地震発生～ 3日間	1人1日	3ℓ	生命維持用水
4～ 7日目	1人1日	3～20ℓ	簡単な炊事等
8～14日目	1人1日	20～100ℓ	3日に1回の風呂洗濯・トイレ
15～28日目	1人1日	100～250ℓ	地震前とほぼ同水準

「大阪あんしん水道計画」による震災時の給水量の目標より

2 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、資機材の整備・充実を図る。

断水地域へは、運搬給水を実施するとともに、使用可能な配水管への仮設給水栓の設置やあんしん給水栓（14箇所）を利用して給水を行う。

3 協力体制の整備

市民及び自治会等に対し、貯水及び給水に関する指導を行い、災害時給水活動の担い手として積極的な協力を得られるようにする。

また、指定給水装置工事事業者及び輸送業者等の組織に対し、災害時給水のため、協力体制の確立を図る。

第2 食料・生活必需品等供給体制の整備

災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、食料・生活物資等の充実を図るとともに、備蓄庫の整備を行う。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。ただし、災害救助法が適用された場合を想定し、大阪府と十分な協議・調整の上、整備を図る。

また、災害時における物品等の調達に関して、農業団体、商工団体等との間で、協力要請の方法、調達可能な物品の把握の方法等について検討していく。

このとき、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

市は大阪府の重要物資の備蓄等の考え方を参考とし、以下の目標量を設定している。

1 重要物資確保の基準について

(1) 食糧

避難所避難者数×3食×1.2（注）

（注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。

(2) 高齢者用食

上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。

(3) 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）

【粉ミルク】

避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日

（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）

【液体ミルク】

避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人/日

（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）

(4) 哺乳瓶

避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1（本/人）

（注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。

※避難所生活者数（乳児）分を市が備蓄、大阪府は予備分を備蓄

(5) 毛布

避難所避難者数×必要枚数2枚/人

(6) 乳児・小児用おむつ

避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日

(7) 大人用おむつ

避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日

(8) 生理用品

(直下型地震による) 避難所避難者数×48% (12～51 歳人口比率) ×52% (12～51 歳女性人口比率) ×5/32 (月経周期) ×5 枚/人/日と (南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×48% (12～51 歳人口比率) ×52% (12～51 歳女性人口比率) ×5/32 (月経周期) ×5 枚/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方

(9) 簡易トイレ

避難所避難者数×0.01

※避難所避難者 100 人に 1 基、市はBOX型 (マンホールトイレ等含む)、大阪府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。

(10) トイレレットペーパー

(直下型地震による) 避難所避難者数×7.5m/人/日と (南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×7.5m/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方

(11) マスク

(直下型地震による) 避難所避難者数と (南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×3 日で算出した数量を比較し多い方

*重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量は資料編 37 頁参照

2 その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

(1) 精米、即席麺などの主食

(2) ボトル水・缶詰水等の飲料水

(3) 野菜、漬物、菓子類などの副食

(4) 被服 (肌着等)

(5) 炊事道具・食器類 (鍋、炊飯用具等)

(6) 光熱用品 (エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)

(7) 日用品 (石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)

(8) 医薬品等 (常備薬、救急セット)

(9) ブルーシート、土のう袋

(10) 仮設風呂・仮設シャワー

(11) 簡易ベッド、間仕切り等

(12) 要援護高齢者・障がい者用介護機器、補装具、日常生活用具 (車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等)

(13) 棺桶、遺体袋など

3 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。また、必要に応じて近隣市町村等との共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

- (ア) できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (エ) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
- (オ) 物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

第3 医療・救護体制の整備

市は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備・隊員・市民の指導育成に努めるとともに、災害時の救護班の編成・活動について、泉佐野泉南医師会等の協力を求め、医療団体組織の内規等によって、救護班の編成方法、団体内の連絡方法、活動内容、患者の受入、書類の交換等の細目にわたって、取り決めができるよう検討する。また、医療品等の調達先及び備蓄について検討する。

また、市は、大阪府泉佐野保健所内に地域災害医療本部（本部長：泉佐野保健所長）が設置された場合は連携・協力する。

1 災害医療

医療救護活動は、災害のために医療機関等が混乱し、被災した市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。死亡者を1人でも少なくすることを目標に、以下の点に留意し、すべての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

(1) 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次治療を、医療班等が「救護所」において実施する。

ア 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

(ア) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、医療班を編成し、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置や、トリアージ等を行う。

(イ) 医療救護所での臨時診療活動

避難所等に併設される救護所（医療救護所）では、主に、軽症患者の医療や被災市民等の健康管理を行う。

イ 時間的経過に伴う変化への対応

災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）すべての医療機関で実施する。

ア 災害が甚大で負傷者が多いときは、管内の医療機関は初期において現地医療活動を行うが、これを管外応援に切り替え、後方医療活動を優先する。

イ 広域搬送の可能な患者は、できるだけ早く被災地以外の医療機関へ搬送し、治療する。

ウ 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（大阪府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

エ 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、大阪府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・緊急医療情報システム

災害時の医療情報を迅速にかつ的確に把握し、発信できるようにするため、大阪府医療機関情報システムの活用を図る。

また、市、大阪府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 連絡体制の整備

ア 災害時の連絡・調整、医療班の受入れ及び救護所への配置・調整等は、阪南市民病院において行うものとし、情報内容、情報収集提供等の詳細は院内であらかじめ定めておくものとする。

イ 市は大阪府とともに情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

(3) 医療情報通信体制の整備

泉州南消防組合、病院・医師会等の相互の情報通信機能を確保し、受入れ可能病床数等の医療情報を常時把握できるよう体制を整備する。

(4) その他

ア 市は、医療班との情報連絡手段として、災害時優先電話回線、防災行政無線等を確保する。

イ 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

3 現地医療体制の整備

市は、大阪府及び医療関係機関と相互に連携して、救護所において応急処置等を行う現地医療体制を整備する。

(1) 医療班の種類と編成

大阪府、市及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療班を構成する。

ア 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院が派遣する救急医療従事者で医療班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

イ 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 医療班の編成基準等

災害による多数の死傷者の発生に備えて、医師会等の医療関係機関の協力のもと救急医療体制の確立に努める。

ア 医療班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等

イ 救護所の設置場所、設置基準、運営方法等

ウ 医師会に協力を依頼し、医療班編成基準の詳細を定め、または調整する。

エ 医療班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制を整備する。

(3) 医療班の編成及び班員の集合場所

ア 市は、阪南市民病院及び泉佐野泉南医師会等の協力を得て次のような医療班（3 班体制）を編成する。

医療班	—	医 師	1
		看護師	2
		補助員	1

イ 医療班の参集場所は、保健センターとする。ただし、災害対策本部からの指示がある場合にはそれに従う。

(4) 救護所の設置場所

救護所の設置は、次の場所を想定する。

ア 開設した避難所（小中高校の保健室含む。）

イ 広域避難場所

ウ 必要に応じて次の施設を設置場所とする。

(ア) 未開設の指定避難所

(イ) 保健所、医院等

(ウ) 被害の状況により必要な地区の公民館、公共施設等

(エ) 総合病院や外科医院の直近（特に大規模災害の場合）

(4) その他必要と認められる場所

(5) 協力体制の整備

大規模災害で、市内の医療機関で対応しきれない場合を想定し、日本赤十字社、大阪府、その他関係機関と救護所を含めた救護医療体制をあらかじめ調整しておくものとする。

なお、医療救護班の受入れ・派遣調整にあたっては、大阪府が委嘱した災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）と協議・調整しながら進める。

4 後方医療体制の整備

市及び大阪府は、後方医療体制を充実させるため、機能別・地域別の災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

(1) 市災害医療センターの整備

阪南市民病院を阪南市災害医療センターと定め、次の活動を行う。

ア 市の医療活動の拠点としての患者の受入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療関係機関間の調整

(2) 大阪府災害医療機関の整備

前項のほか、大阪府は、府域に災害拠点医療機関を次のように設定し、災害時のために広域医療体制を整備する。

ア 災害拠点病院

(ア) 基幹災害医療センター

地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。平常時においては、災害医療の研修機能を有する。

(イ) 地域災害医療センター

- a 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲火傷等の災害時に多発する緊急患者の受入れと高度医療の提供
- b 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- c 地域の医療機関のため、応急用医薬品及び医療用資機材の備蓄及び貸出し等による支援
- d 自己完結型の医療班の派遣
- e 広域患者搬送への対応

イ 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患等、専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- (ア) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- (イ) 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- (ウ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- (エ) 疾病に関する情報の収集及び提供

5 病院防災マニュアルの作成

すべての医療機関は、防災体制や災害時の応急対策等を盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

6 医薬品等の確保体制の整備

市は、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部とともに、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

市は、大阪府と協力して、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

ア 災害拠点病院等での備蓄

(ア) 災害拠点病院

(イ) 特定診療災害医療センター

(ウ) 阪南市災害医療センター

イ 卸業者による備蓄

ウ 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

エ 泉南薬剤師会との災害協定締結による備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

7 患者等搬送体制の確立

市は、大阪府と協力して、災害時における患者、医療班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市は、大阪府と協力して、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府救急医療情報システムの受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 医療班の搬送

市は、大阪府及び医療関係機関と協力し、救護所等における医療救護活動を行うための医療班の派遣手段・方法を確立する。

8 個別疾病対策

市は、大阪府とともに専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

9 関係機関協力体制の確立

(1) 地域医療連携の推進

市は、泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議等を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を確立する。

10 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 災害医療に関する研修

市は、基幹災害医療センターが実施する、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病、治療等についての研修会への参加を推進する。

(2) 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年一回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市は、大阪府及び災害医療関係機関等と協力して、地域の関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第4 緊急輸送体制の整備

市は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

1 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急交通路の選定

市は、大阪府とともに警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として、大阪府は広域緊急交通路を選定し、市は地域緊急交通路を選定する。

ア 広域緊急交通路（大阪府選定）

(ア) 府県間を連結する主要な道路

(イ) 大阪府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路

(ウ) 各府民センタービル、市庁舎・市の輸送拠点等を連絡する主要な道路

イ 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市が選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター及び各防災拠点等との連絡を確保する道路

*広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表は資料編 38 頁参照

(2) 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あら

はじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

(3) 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

市は、警察及び道路管理者とともに、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

(5) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急交通路を確保するため、必要に応じて、道路管理者は車両の運転者等に対して移動を命令することができ、運転者が不在の場合は、自ら車両の移動を行うことができる。

また、都道府県公安委員会は、必要に応じて道路管理者に対する放置車両等の移動等の要請を行うことができる。

(6) 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、大阪府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

2 航空輸送体制の整備

市及び関係機関は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの選定を行い、その管理運営に努める。

市は、救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活用して応急対策活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートとして以下を選定基準とする。

(1) 選定基準

ア 地盤は堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）

イ 地面斜度 6 度以内のこと

ウ 離着陸（発着）のための必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限の地積】

(ア) 大型ヘリコプター：100m 四方の地積

(イ) 中型ヘリコプター：50m 四方の地積

(ウ) 小型ヘリコプター：30m 四方の地積

エ 二方向以上からの離着陸が可能であること

オ 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと

カ 車両等の進入路があること

キ 林野火災における空中消火基地の場合

(ア) 水利、水源に近いこと

(イ) 複数の駐機が可能なこと

(ウ) 補給基地が設けられること

(エ) 気流が安定していること

なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること

ク 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流しまたは旗を立てること

ケ 着陸点にはHを表示すること

コ 状況により消火設備、証明設備、補給設備等を整備すること

(2) 大阪府への報告

市は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合、または、報告事項を変更（廃止）した場合は、略図を添付の上、大阪府に次の事項を報告する。

ア ヘリポート番号

イ 所在地及び名称

ウ 施設等の管理者及び電話番号

エ 発着場面積

オ 付近の障害物の状況

カ 離着陸可能な機数

(3) 災害時用臨時ヘリポートの管理等

ア 市は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

イ ヘリポートへのアクセス道路については、偶発災害発生に備えて、不法駐車を排除するなど交通取り締まりの強化を泉南警察署に依頼し通行の確保に努める。

ウ 通信機器の必要なもの、複数機の離着陸等のため、航空管制が必要なものについては、あらかじめそれらの所有者と協議を行うこととする。

(4) 高度医療施設のヘリポート

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び緊急活動にヘリコプターを有効利用するために、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

(5) ヘリコプターなどの航空機への情報表示の設置（ランドマーク）

災害発生時における、ヘリコプターなどによる状況収集活動や避難物資の搬送などの際に、上空から位置状況の確認支援のため、市庁舎や学校施設などの屋上に、施設名や方位などのヘリサインの整備に努める。

鳥取中学校の上空写真



3 海上輸送体制の整備

- (1) 漁港等の管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を整備する。
- (2) 災害発生後直ちに港湾・漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。
- (3) 漁港等の管理者は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。また、港湾管理者は航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。
- (4) 漁港等の管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

4 輸送手段の確保体制

市及び関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や、災害時における運用の手順を整理する。

(1) 車両、航空機、船舶の把握等

ア 市及び関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の数量の把握に努めるとともに、運用方法等必要な事項をあらかじめ計画する。

イ 市は、市保有の車両で、必要なものは泉南警察署に緊急通行車両事前届出を行い、確保するとともに関係機関と協定または協力関係を確立し、車両、航空機、船舶等の確保に努める。

*緊急通行車両事前届出は資料編 89 頁参照

(2) 調達体制の整備

市は、災害時の輸送能力を確保するため、車両、船舶等について、あらかじめ民間事業

者との連携に努める。

5 交通規制・管制の整備

(1) 大阪府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

*緊急通行車両事前届出済証は資料編88頁参照

(2) 大阪府警察（泉南警察署）

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

ア 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

イ 災害に強い交通安全施設の整備

(ア) 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

(イ) 災害時の信号制御システム等の整備

(ウ) 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

(3) 道路管理者

災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な措置をとる。

(4) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）

湾内及び港の周辺海域における海上交通の安全を確保するために必要な資機材、船舶、航空機、要員の確保に努める。

(5) 阪南市

ア 市は、大阪府と協力し、大阪府警察が行う交通規制・管制の場合に備え、交通規制・管制が円滑に行われるための協力体制及び市民への周知体制を整備する。

イ 市長が指示する交通規制の場合について、大阪府、大阪府公安委員会、大阪府警察との連携関係について十分な調整を図っておくものとする。

ウ 災害時に災害応急対策のための必要な車両は、泉南警察署に緊急通行車両事前届出を行う。

6 道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材の配備を検討する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

7 物流企業等との協力体制の構築

(1) 輸送体制構築に向けた計画作成

物流企業等の協力によるロジスティックスシステムの構築など、効果的な輸送体制構築

に向けた計画の作成を行う。

(2) 物流企業等の協力による入庫・在庫管理

円滑に緊急物資等の供給などを実施するため、物流企業等との協力のもと、全国から送られてくる緊急物資等の入庫・在庫管理の仕組みを構築する。

また、被害状況に応じては、物流企業との災害時の協定により、物流企業所有の倉庫等を物資拠点として活用することも検討する。

第5 ごみ・し尿処理体制の整備

市は、関係機関の協力のもと、災害により発生するごみ及びし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前にごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と人心の安定を図る。

1 ごみ処理体制の整備

災害後に、市民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。

*清掃関係施設及び車両一覧表は資料編 48 頁参照

2 し尿処理体制の整備

災害により下水道施設等の機能が停止した場合や避難所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。

- (1) 災害時用仮設トイレの整備
- (2) 素掘用資機材の整備
- (3) 搬送体制の確立
- (4) 処理方法の検討

3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理体制の整備

- (1) 市は、災害廃棄物対策指針に基づき策定する阪南市災害廃棄物処理計画や、一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書等により、（避難所ごみや仮設トイレのし尿等の処理を含めた）災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する体制を整備する。
- (2) 市は、あらかじめ仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討する。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (3) 市または大阪府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (4) 市は、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (5) 市または大阪府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

- (6) 市または大阪府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6 応急教育対策

学校その他文教関係施設における学童・生徒の保護安全のため、施設の保安全管理や防災教育及び避難訓練の実施等に努める。

学校施設等一覧表

区 分	学 校 数
府立高校	1
市立中学校	4
市立小学校	8
市立幼稚園	2
市立保育所	2

(令和4年4月1日現在)

1 小中学校施設の保安全管理

小中学校施設の管理者は、常にその施設の保安全管理に努める。

(1) 職員等の分担・配置

施設の補強・補修等(台風時における準備作業等)が迅速かつ的確に実施できるように、職員の任務分担の配置を定める。

(2) 施設の点検整備

平時から施設の点検・調査を実施し、危険箇所または不備施設の早期発見に努め、補修・補強あるいは整備に当たる。

第7 文化財災害予防対策

文化財は貴重な国民的財産であり、保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施にあたっては、災害予防対策に重点を置き、防災施設、消防用設備等の整備、現地視察と指導の実施並びに所有者及び管理者への保護の啓発等の施策を行う。

*指定文化財一覧は資料編 39 頁参照

1 施設等の整備

国、大阪府、市、消防機関、文化財の所有者及び管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。

なお、整備に多額の費用が必要な場合は、国府費補助の処置を図る。

(1) 火災対策

- ア 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）
- イ 消火設備（消火器、屋外消火栓設備）
- ウ 防火設備（防火壁、保存収蔵庫、防火水槽）
- エ 周辺環境（防火帯、消防道路、消火栓）
- オ 火気の使用制限（禁煙区域の指定）

(2) 落雷対策

避雷針の設置

(3) その他の対策

- ア 環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）
- イ 薬剤処理（防虫予防）
- ウ 施設の委託保管
- エ 防災施設、消防用設備等の点検整備

2 視察等による指導

生涯学習推進室は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回視察等を行い、防災上必要な勧告・助言・指導を実施する。

3 訓練及び保護の啓発

- (1) 泉州南消防組合は、文化財について消防訓練または図上訓練を随時実施する。
- (2) 文化財保護強調週間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者等、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護の啓発を行う。
- (3) 防火管理者等に対し、研修会や講演会等を通じて、防火管理体制の確立及びその適切な運用を指導する。
- (4) 自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を図る。

4 防災関係機関との協力

平常時から消防・警察その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

第6節 ライフライン確保体制の整備

ライフライン事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

第1 上水道

大阪広域水道企業団は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (2) 関係機関との協力体制を整備する。
- (3) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (4) 管路図等の管理体制を整備する。
- (5) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。

2 災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

第2 下水道

市は、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。

3 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府及び市町村等との協力応援体制を整備する。
- (2) 大阪府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく、近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国・他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の向上を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス

災害発生時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以下の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、情報連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去など復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

2 災害対策用資機材及び整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。

- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の向上を図るため、市などが計画する防災訓練に参加する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信

電気通信事業者は、災害時における電気通信設備または回線の故障に対して、迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範な地域において被害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期すため、関連事業者等を含めた全国的規模による応援体制を編成し、応急復旧用資機材の確保と輸送体制を確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 復旧用資機材の確保に努め、機器並びに車両等を分散配備する。
- (2) 資機材の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。
- (3) 災害対策用資機材について、常にその数量を把握し、必要な整備点検を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の向上を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

他のライフライン事業者と協調し、防災対策に努めるほか、関連事業者と要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第6 市民への広報

各ライフライン事業者は、それぞれの災害時の対応について広報活動を実施し、市民の防災意識の向上を図る。

- 1 市及び大阪府は、飲料水の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力送配電（株）並びにガス事業者は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項について広報する。
- 3 西日本電信電話（株）関西支店等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害時の注意事項について広報する。

第7 倒木等への対策

大阪府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、大阪府が策定した地震防災対策特別措置法に定める「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

●第六次地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 対象地区

府全域

(2) 計画の初年度

令和3年度

(3) 計画対象事業

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設

カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

キ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ク 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ケ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

コ 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

サ キ〜コまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの

シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設

ス 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

セ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

ソ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

タ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

チ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ツ 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

テ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

ト ア～テに掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの